

昭和四十五年三月十八日 参議院会議録第六号 議長の報告

—
—
—

件議決報告書
所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とイタリア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件議決報告書
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の条約の締結について承認を求めるの件議決報告書
所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とインドとの間の協定を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件議決

戸籍法の一部を改正する法律案可決報告書
日本放送協会昭和四十二年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書
議決報告書
港則法の一部を改正する法律案可決報告書
首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書
四日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第六十三回國会政府委員に任命することを承認した旨回答し

經濟企画厅国民生活局參事官	科學審議官	法務大臣官房司	石倉 秀次君	西川 喬君	加藤 泰守君
外務大臣官房領事移住部長	法法制調査部長	大蔵大臣官房審議官	影山 勇君	厚生省環境衛生局公害部長	本間 又男君
大蔵省理財局次長	高木 文雄君	城戸 謙次君	柴崎 芳三君	通商産業省企業局立地公害部長	柴崎 芳三君

申し上げます。

第一は、以上述べました趣旨に基づき、農地法の目的に「土地の農業上の効率的な利用を図ること」を追加することです。

第二は、農地等の権利移動の制限の改正であります。近年における農業技術の進歩、兼業化の進行に照応して、上限面積の制限の廃止と下限面積制限の引き上げを行なうこととし、また、国が売り渡した農地につきましては、売り渡し後十年を経過したものは貸し付けることができる」ととし、さらに農地保有合理化促進事業を行なう非営利法人が農地の権利を取得することができるとしております。

第三は、集団的生産組織の育成と土地の効率的利用に資するため、農業生産法人の要件を実情に即して緩和することともに、農業協同組合が委託を受けて農業経営を行なう場合には、農地の権利の取得を認めることとしております。

第四は、小作地の所有制限についてであります。が、農業生産法人に貸し付けられている小作地、農地保有合理化促進事業を行なう非営利法人に貸し付けられている小作地等につきましては、その所有制限をしないこととするほか、農業をやめて住所を他へ移した場合にも在村の場合と同じ面積まで小作地の所有を認めることとしております。

第五は、農地を貸しやすくなるため、農地等の賃貸借の規制を緩和することとし、合意により解約する場合及び十年以上の期間の定めのある契約等についてその更新をしない場合には許可を要しないこととしております。

また、小作料の統制につきましては、農業者の地位が向上し、雇用の機会が増大した現在では、戦前のようない高率の小作料が発生する余地は、一般的にはないものと判断されますので、これを废止することとしております。しかし、現に存する小作地につきましては、十年を越えない範囲内においてなお小作料の統制を続けることといたしておられます。

第六は、草地利用権設定制度の新設であります。これは、飼料の生産基盤の拡大強化をはかるため、未利用の里山等について、市町村または農業協同組合が草地造成をする必要がある場合には、都道府県知事の裁定により草地利用権を設定することができます。

以上が農地法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

次に、農業協同組合法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

農業協同組合は、農業生産力の増進と農民の経済的社会的地位の向上をはかることを目的とする農民の協同組織として、昭和二十二年に発足して以来、わが国経済及び農業の歩みとともに発展してまいりました。

しかしながら、近年における農業及び農業協同組合をめぐる諸情勢の変化には著しいものがあり、このような事態に対応して農業構造の改善をはかるためには、農地保有の合理化を促進するとともに、協業など生産の集団的な組織を育成することが肝要であります。また一方においては、最近における米の過剰問題をも配慮して転用を目的とする農地等の計画的利用をはかることもまた重要な問題となっております。

また、農業協同組合自体につきましても、組合の規模が拡大し、その経営基盤が充実しつつあります。

合併後における組合の組織管理面、事業運営面などにつきましてなお改善を要する点も少なくなく、また、系統組織の運営面においても解決を要する問題が生じてきております。このような情勢にかんがみ、農業協同組合法の改正を提案する次第であります。

なお、この法律案は、前国会において審議未了となつたものに一部修正を加え再提出したものであります。

以上で、この法律案の要旨につきまして御説明申します。

改正の第一点は、集団的生産組織に関連する制度の改善措置であります。その内容といたしましては、まず農業協同組合に組合員から委託を受け行なう農業經營の事業を認めることがあります。

これは、就業構造の変化と機械化の進展に伴い、さらに農業經營自体を組合に委託するような必要が生じつたので、組合が組合員の要望にこたえて、このような事業を行ない得る道を開こうとするものであります。

次に、農業經營を行なう農事組合法人につきまして、その經營の合理化や就業事情の変化に対応して組合員資格等に関する制限を緩和して、經營の安定向上をはかるとともに設立の円滑化に資するものであります。

改正の第二点は、農業構造の改善及び米の生産調整の必要性等に対応して、組合の事業範囲の拡充をはかる措置であります。まず、組合が農業の目的に供するための土地の供給の事業ができることとするものであります。農地の流動化を促進して組合員の經營規模の拡大をはかり、もつて農業構造の改善に資することは組合としても当然意を用うべきことでありますので、組合の事業として、農地法の規制のもとに、農業の目的に供するための土地の売り渡し、貸し付け及び交換の事業を行ない得るようにしようとするものであります。

以上のほか、農業協同組合の事業運営の現状にかんがみまして、信用事業につきまして若干の規定の整備を行なおうとするものであります。

○議長(重宗雄三君) ただいまの趣旨説明に対する質疑の通告がござります。順次発言を許します。中村波男君。

[中村波男君登壇、拍手]

○中村波男君 私は、日本社会党を代表して、たゞいま趣旨説明のありました農地法及び農協法の改正案に対し、ごく基本的な問題にしづつて質問をいたしたいと存じます。

去る二月二十日、政府は、「総合農政の推進について」と題する基本方針を発表し、今後の農政の方向を示しました。これによると、水稻經營ならば押乳牛二十頭程度の自立經營農家を育成し、これを今後の農業生産の中核的ない手にするとしております。しかしながら、自立農家の育成は、三十六年農業基本法以来のうたい文句でありながら、自立農家は遅々としてふえず、逆に兼業農家の比率が大幅に増加したことは、とりもなおさず、農基法農政の大失敗であります。結論は、この実態をどう認識し、今後この轍を踏まないために、どう対処されようとしているのかを率直にお述べくださいたいのであります。

食管制度と農地制度の二つは、農政の最も重要な柱であり、いわば車の両輪であります。しかし

政府は、総合農政の名のもとに、この二つをいずれも、なしくすし的に崩壊させ、農民の階層分解を助長いたそといたしておられます。すなわち、食管制度については、米価の据え置きや自主流通米に統一して、米価の品質格差の強化、さら

れを実現するかの施策のあり方にあるのであります。かかるに、基本方針においては、いまの農家を、自立經營農家と、集団的生産組織に結合させることによる選別政策をとらうとしていることあります。つまり、タブー視されていた離農促進を正面に掲げ、さらに、輸入自由化の促進も含め長期に亘り寄せし長期の需給事情を反映した価格政策をとるとともに、農地制度のなしを、いうところの富農育成政策、貧農切り捨てを進めば進むほど、農業全体、特に大多数を占める零細層が大きい打撃を受けることは明らかであります。

そこで、この法律案の趣旨でござります。

合または会員の適正な意思の反映に遺憾なきを期そうとするためのものであります。

以上は、この法律案の要旨につきまして御説明申

同組合の規模の変化に對処するための総代会制度の権限の拡大、農業協同組合連合会の会員の議決権の特例等の措置であります。

これらはいずれも、農協合併の進展に伴い、組合または会員の適正な意思の反映に遺憾なきを期そうとするためのものであります。

以上は、この法律案の要旨につきまして御説明申

ます。

改正の第三点は、農協合併の進展による農業協同組合法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

に、今後、買い入れ制限や生産者米価の一段階制にエスカレートする動きを強め、さらに、農地法の改正と農地転用基準の緩和措置により、農地制度が根底からゆるぎぶられようとしたしております。したがって、私は、このよるな政策の大転換を踏まえて、具体的に政府の見解をただしたいと思うのであります。

あります。総理から、価格政策の基本と来年度米価に対し、その見通しを明らかにされたいのであります。

次に、米の生産調整の一環として実行されることになつた水田買い上げについて伺います。

五十万トン分を十一万八千ヘクタールの水田買い上げによつて埋めようとすることは、農地制度

田買い上げについては、公共、民間両団体とも姿金的に余裕がないため、協力しなくともできない実情にあるといわれ、この実態を大蔵大臣がよめや御存じないはずはないと思うのであります。こうした点からも、政府は生産調整を本気でやるものか、それとも食管の崩壊を待っているのかと、關係者が疑惑の目を向けるのも当然であります。も

思うのであります。しかるに、政府の、農民が農地を放したがらない要因でありますところの地価対策、農地取得資金制度、社会保障、転業対策等々に正面から取り組むことを避けて、小作権設定による流動化という自作農主義に反するらしく、向きの政策には、何としても賛成することができません。

米の買い入れ制限についての本院における倉石農林大臣の答弁以来、農相の単なる法解釈論にすぎないとの弁解や、総理の食資法の根幹堅持の言

全体の大きな柱である農地転用統制の横腹に風穴を開けることにより、さらに、外部資本の蚕食を促して、農業生産の基本をなす土地政策の大きな

れわれは、もとより水田の買い上げについて甚本的に反対ではあります、が、政府の政治姿勢の問題として確かめておきたいのは、このままでも水

次に、小作料並びに小作統制の緩和について伺います。この改正案で小作の統制が廃止されることにより、今後小作料がどの水準に落ちつくかは

明にかかわらず、いまや農民は、倉石発言こそは、米の生産調整の失敗に備え、買い入れ制限と二段階制米価の布石であると見て、大きな不安と危機感の中で政府の出方を見守っているのであります。われわれは、食管制度の根幹は、全量買い入れ、二重米価による再生産の確保、消費者家計の安定の三つに集約されると考えているのであります。それだけに、ほつきりさせておきたいの

変更を迫るものとして、その無原則的、場当たり的なこのやり方に強く反省を求めたいのであります。また、新都市計画法や農業振興地域整備法の大きな目的であるスプロール化を防ぎ、優良農地を守る立場が大きくなりされることも指摘しておかなければなりません。そこで、確認しておきたいのは、来年度以降の生産調整は水田の買い上げしていく方針かどうかという点であります。いまま

田買い上げは計画どおり達成できると大蔵大臣は見てゐるのか、または今日までの経過からして何らかの金融財政面から手を打つことを考えておられるのか、この際、率直なお答えをいただきたいのであります。

きわめて重要な問題点であります。昨年の国会における政府答弁からして、大体反当二俵、一五六、七千円程度と想定しているようであるが、この想定は甘いと言わなければなりません。たとえば米の生産費調査では、高知の実納小作料二万九千七百一円、譜負耕作では、新潟の蒲原平野で三俵から五俵、佐賀県の平たん部の五万円といった事例が数多く報告され、このよくな観察の動きか

は、米の買い入れ制限は、政府の公約である食管の根幹堅持に反するのか、反しないのか、總理から、明確な答えを出していただき、農林大臣には、
買い入れ制限は生産者米価の二段階制に移行せざ
るを得ないと思うが、その場合、食管法の改正を
要するのか、要しないのか、法解釈として、政府
の見解を示していただきたいのであります。

での国会答弁では、福田大蔵大臣の三ヵ年三十五万ヘクタール転用説と、倉石農林大臣の二年間転用基準緩和説とがあつてさっぱり見当がつきません。このような閣内不統一は、一そく農政不信、政治不信を強め、いたずらに農民の不安、混乱を招くだけであります。したがつて、総理から責任の持てる統一見解を示していただきたいのであり

すべきであると主張いたしております。しかし、農地制度に農地流動化の阻害要因を求めるることは根本的に誤りで、たとえば、現行制度のもとにおいても、都府県の流動率が年〇・八%と硬直的なものに対し、北海道は年三・三%ときわめて流動的であります。この三・三%は、戦前の地主同士の賃貸等を含めた流動率三・二%をもこえるものが

らして、今後小作料はかなり高い水準に達すべき
にては地主制の形成を引き起し、農業の発展を
阻害する大きな要因となることをわれわれはおそ
れるものであります。

以上指摘した事項について、農林大臣から政府
の見解を明らかにしていただきたいのであります
す。

次は、米価政策について伺います。昨年から実行した米価の据え置きは、総合農政の基本方針に言ふところの需給均衡と物価安定、国際価格へのさや寄せの価格政策の導入であつて、所得補償方式の事実上のたな上げであることは論を待ちません。米価について、事務当局は、生産費及び所得補償方式による平均反収方式で現行価格を上回る場合は据え置きは妥当ではないと、昨年すでに答弁をいたしております。このことは、本年産米は平均反収方式で何とか押し切れても、来年度は据え置きが不可能であることを暗に認めたものであります。言うまでもなく、米は日本農業の基幹作物であるだけに、価格のきめ方はきわめて重要で

次に、農林大臣から具体的に答弁をいただきました。いのは、新都市計画の市街化区域内の水田十八万ヘクタールの存在を根拠として、転用に確信があるがごとき答弁は、あまりにも実態を無視した答弁で、政府部内でもせいぜい四万ヘクタールと言われており、目標面積達成はとうてい無理というものが常識となっております。水田買い上げはあと二、三カ月以内に勝負しなければならないのであります。この際、大臣の十分確信のあるというそろの根拠を、用途別、地域別など具体的に明示されたいのであります。

さらには、大蔵大臣にただしておきたいのは、水

あります。このことは、流動化の阻害要因がむしろ農地制度以外にあることを示し、この事実からしても、農地の流動化を農地制度の緩和で解決する発想は間違いであると繰り返し強調いたしましたのであります。

ちなみに、政府の試算を見ますと、昭和四十年から五十五年までの十五年間に、農業者の老齢化とあと継ぎの不在により、農家戸数の減少率は、現在の北海道を上回る年四・五%、合計二百万ヘクタールに及ぶ農地が放出される可能性があることになっております。この見通しからしても、農地法の改正は行なわなくとも、大部分は所有権移転の形で大幅な流動化を予想することができる

次に、農協法改正案について伺います。この改正案によりますと、農協は組合員の農業經營を委託でき、この農地は小作地所有制限の規定も小作料に関する規制も適用されず、脱農して地主となつた者も組合員とみなすこととしたのであります。加えて、今回新たに転用相当農地等の売買と宅地造成の事業をつけ加えたことは、一そく組合員の地主化、脱農化をはかるものであります。朝日新聞は、「農業二法改正案の審議を尽くせ」という社説の中で、農協に新事業を認めて、それが生産面で委託經營、大規模農業へと進むよりは、むしろ資産面での委託、農協の住宅団地經營など、不動産業化だけが進行する可能性が強いと論評し

ては、農業を国民経済の一環としてとらえ、産業としての確立と近代化を促進していくことにある。その場合の基本的な態度は、一口に言えども、農業を都市化と地価上昇とに振り回され、他方では、このようなコンベンション的な制度改正は、だれのため、何のための農協のかといふ、農協の最も基本的な問題の所在を見失わせるおそれがあることを指摘せざるを得ないのです。政府は、一体これらの農協の基本的な性格の変化をどのように分析し、この改正案を提案されたかを農林大臣から伺いたいのです。

最後に、政府は農地法、農協法の改正を農業構造の二大政策に置き、今国会でその成立をはかるために強い態度で臨んでいると聞くのであります。それだけに、私の質問に対しても、従来あります。がちであつた、おざなりな抽象論の繰り返しではなく、時間をかけ、具体性のある答弁をされ、問題の所在を明らかにされるよう特に要望いたしますとして、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○國務大臣(佐藤榮作君) 中村君にお答えいたします。

まず、農業基本法による農政は失敗であつたといふおしかりでありました。私はそのようには考えておりません。農業基本法のもとに各般の施策を推進してきた結果、農業の生産性向上には見るべきものがあり、また、農家所得の飛躍的な向上が見られたことは、よもや中村君も否定はされないだらうと思ひます。私は、農業基本法の基本的なこのような考え方方は、今後におきましても十分妥当性を持つものだと、かように考えておりまます。要は、日本農業の当面している課題をどのようにして解決していくかということであるうと思ひます。その場合の基本的な態度は、

さきに決定した「総合農政の推進について」の園議了解においても明らかであろうと思いますが、当面の課題としては、米の生産調整に全力をあげてまいり必要があると考えます。そこにまた、需要の動向に即応した農業生産が展開されてまいるものとも考えます。

次に、買い入れ制限についてお尋ねがあります。本件についての農林大臣の発言は、あくまで食管法の法の解釈として、買い入れ制限は現行法でも可能であると申し述べただけであります。政府としては、この際はつきり申しますが、ただいま買入制限をするとかしないとか、そういうことを考へているものではありません。政府としては、たびたび申し上げているように、食管制度の根幹は維持してまいる決意であります。またそのためには、当面する米の生産調整策が計画の線に従って円滑に進められることが何よりも肝要であることを農民諸君にもよく御理解いただき、御協力をいただきたいものと、かように考えております。

次に、米価の算定についてお尋ねがあります。率直なところ、本年産米につきましては、昨年同様、米価審議会にはかるということだけはきめておりますが、どういふよに具体的にこの決定がされるかと、こういふことはいまの段階で申し上げるわけにはいきません。そこまでは進んでおりません。いずれにいたしましても、現在の著しい供給過剰の実情を適切に反映させるようになります。そういうことが必要であらうかと思います。これは国民全体のためにも、このことが、私どもが国費を乱費しない、そのためにも御協力願わなければならぬことではないかと、かように考えております。

最後に、米の生産調整について、政府の説明に若干混乱があつたようありますので、この際あらためて明確にしておきたいと考へます。今回の措置は、百五十万トンの減産を目指として、その三分の二は休耕または転換によることとし、残り

の三分の一については水田の転用を促進することにより減産を計画したものであります。これだけで検討いたすのでございます。そして、ただいま申し上げられることは、このよだな変則的な事態的な措置ではできるだけ早く解消したいということだけであります。このために農民諸君の御協力を切望するものでございます。

以上、私に対するお尋ねにお答えいたします。その他のことは所管大臣からお答えいたします。
（拍手）

〔国務大臣倉石忠雄君登壇、拍手〕

○国務大臣（倉石忠雄君）お答えいたします。

今日の農業に強く要請されておりますことは、農業を産業として確立し、生産性の高い、能率の高い農業経営ないし農作業の単位をできるだけ広範に育成するということであると思います。このためには、農業の中核的でない手として、しばしば申し上げておりますように、自立經營農家を育成して、これが農業生産のかなりの部分を占めることとなるようにつとめる考え方でございます。このように自立經營農家を育成するとともに、御存じのように兼業農家がなお相当残ると思われますし、今後の農業技術の進歩、普及に伴いまして、機械の共同利用等が一そく進展することが見込まれるわけでございます。このような情勢に対応いたしましたために、個別經營の規模拡大の道と並んで自立經營農家を中心として、兼業農家をもその中に取り込むことといたしまして、各種の集団的生産組織を育成助長することともに、農協による農業経営の受託を推進してまいりたいと考えておるわけでございます。また、このように農業経営が発展分化するその中で、離農を希望いたしました。

します者も出てまいるであります。このような者に對しましては、転職対策の充実強化、農業者年金制度の創設など各般の施策をいたしました。安定した離農、転職をはかるとともに、農業の近代化にとって重要なと考えておる次第でございます。

それから、買い入れ制限のお話がございましたが、ただいま総理大臣が申されましたとおりでございますが、二段米価につきまして、米の大幅な供給過剰の今日の実情にかんがみまして、政府といたしましては、地方公共団体や生産者団体の協力を得て、米の減産対策をいま鋭意進めておる最中でございます。そこで、お尋ねのよくな、いわゆる二段米価の問題につきましては、現在これをするとかしないとかなどということを私ども考えておりません。したがつて、その手段方法などについても、現在は少しも研究をいたしておらないわけでございます。

それから、生産調整対策で、十一万八千ヘクタールの他用途への転用のことについてお尋ねがございましたが、いま生産調整のために農地転用許可基準の緩和措置にあわせまして、関係各省庁あげて国及び地方公共団体による公共用地の先行取得の促進、または民間による宅地、工場用地等の取得の円滑化等のためにいろいろ適切な対策を講ずるなど、諸般の措置をいたしておりますので、その実現を期する考え方でございます。特にいまお話をございましたように、都市計画法によります市街化予定区域内にも水田が約十八万ヘクタールございます。また、工場立地調査法による工場適地内の水田も約三万ヘクタールあるわけでございますので、これらは当面転用の可能なものとして、こういうことに対し対策をやってまいりたいと努力しておるわけでございます。それで来年以後のことは総理大臣が先ほど申し上げましたとおりでございます。

それから、農地法を厳正に適用すれば、自作地による規模拡大が可能ではないかといふこのお話を

を重視した政策を講ずべきと思うのであります。たとえば西歐先進国では三%台に達したとき、農地の流動化が進み、農業の規模拡大が行なわれたと言われております。政府はこの問題をどのように考えているのか、明確なる農林大臣の御見解を伺いたいのであります。

さらに、総合農政について一点だけお尋ねいたします。農産物価格についてであります。米麦は、現在、食糧管理法で生産費及び所得補償方式、またはパリティ方式によってそれぞれ価格補償されているのであります。去る二月二十日、閣議で報告がありました総合農政推進の基本方針で、農産物価格政策の方向について、国際価格の動向を勘案し、需給事情を反映すべきだといっておるのであります。したがいまして、総合農政においては、食管法等による算定方式を改める考え方をお持ちなのかどうか、農林大臣から御答弁をいただきたいのであります。

次に、農地法改正の目的である農地の流動化についてでございます。農地の流動化をはばんでいる要因が農地制度以外にも数多くあります。その改正と並行してそれらの諸政策を進めなければならぬと思ふのであります。その第一に、地価対策がござります。今日、農民が農地を容易に手放さないのは、高騰し続ける農地に対しても、政府は何ら対策を講じていないところに原因があると思ふのであります。地価対策は行政全体の問題でもあります。今後どのようにしていこうとお考えなさいのか、総理の御見解を伺いたいのであります。

次に離農対策であります。この対策につきましては、昨年までに比べ本年はかなり改善されたようではあります、まだまだ十分とは言えないのですが、たとえば離農年金や職業訓練、職業紹介にいたしましても、農業者を対象にした政策としてはきわめて未成熟であると思ひます。農民が移動できる施策について農林大臣の所信をお伺いしたいのであります。

次に、農地流動化に伴う金融対策であります。零細な分散する農地を整理し、計画的交換分合を推進するためには、強力な国庫補助と制度金融による融資がなければならないのは当然であります。また、都市近郊においては著しく地価が高騰します。また、農地の流動化は横ばい状態と言えています。これらの対策のために長期低利の資金貸し付けを積極的に講ずべきであるであります。特に、将来の見通し及び計画はつきりしている農家には思い切った融資をすべきと思うのであります。農林大臣の御所見を伺いたいのであります。

次に、農地法改正案についてでございます。

四十三年度統計調査部の農業調査によりますと、新たな借り入れにより経営耕地面積を増加した農家戸数が四万三千戸であり、農地局の業務収支計では、賃借権及び使用貸借権の設定は一万余件であると発表しております。したがいましてやみ小作ないしはこれに類する請負耕作が、規の小作の少なくとも三倍程度に達していることがはつきりしているのであります。この問題をきまして、農業委員会におきましては、許可を認めない小作関係の設定は、万一千のとき農地法の護が受けられないというだけで見過してしまっているのであります。政府は、このようなやみ小作の請負耕作等がなされていることを放置しておらず、農地制度の緩和だけを急いでいるようでは思われないのであります。同法が改正されれば規制が緩和されると同時に、制度がきわめて複雑になるのであります。たとえば、容認すべき耕地地主と容認されない不在地主、許可を要する請負耕作、さらに、やみ小作も不当な高率小作料の総合農政で抑えられる今後において、小作料を定めたり継まり、その他を厳正に施行されるといふことはなはだ疑問であります。農林大臣の御所見をお伺いしたいのであります。

また、小作ははじめ小作統制の緩和についてあります。米価が据え置かれ、他の農産物価格が上昇するに

はどなるか、小作人の地位がどうなるのか、市町村を離れて都市化地域へ移る農業者たる立場に思ふ。私は、昔のような小作問題は起きないとの見解をもつておられるようですが、具体的な根拠を要す。林大臣からお示しいただきたいと思うのであります。

最後に、農協法改正案についてでござります。今回の改正案は、構造政策の一環としての農業經營の受託を除けば、都市農協ないし都市化地域、農協の問題と大型農協の発生に由来するものが多いため、私は、実は今回の改正案では十分ではないと考へるのであります。農協事業の多元化、一人一票制という協同組合原原理の変更、資本や企業の論理から来る経営主義を重視する傾向など、農協は現在非常に大きな転機にあると思うのであります。農協の基本的なあり方、特に生産面のあり方に付いて、政府の見解をお伺いしたいのであります。

以上をもちまして、政府の誠意ある答弁を期待して、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤榮作君) 藤原君にお答えいたしました。

まず、日本農政の長期展望につきましては、さきに社会党の中村波男君の御質問にもお答えいたしましたが、申上げませぬところでありますので、詳しくは申し上げませぬ。政府としては、今後とも農業を近代化し、農村社会を魅力ある生活環境に整備し、農家所得の向上をはかるべく努力してまいりますが、農業の構造改善には今回提案した二法案が大きく寄与することと期待しております。したがいまして、皆様の方の御審議も何ぶんよろしくお願ひいたします。

次に、農地の流動化についてのお尋ねでございましたが、この促進の見地から地価対策をどうするかとのお尋ねがありました。一般的に地価対策には複雑な問題がからんでおりまして、率直に申して即効的な解決策を見出しあくい状況にあります。私は、やはり宅地の大量かつ計画的な開発

政府を進めて宅地価格の高騰を抑える反面、純農業地帯については、農業振興地域の整備に関する法律により、農地としての土地利用を確保し、それに健全な農業の育成をはかつていくことが、農地としての価格の安定にもつながってまいるものと考えます。今回御審議いただく農地法も、このようない見地から適正な運用をはかつてまいりたい、かよろしく考えております。

その他の問題につきましては、それぞれ所管の大 臣からお答え申し上げます。(拍手)

○國務大臣(倉石忠雄君登壇、拍手)

〔國務大臣倉石忠雄君登壇、拍手〕

お答え申し上げます。

最初に米の算定方式につきましてお尋ねがございましたが、離農者に対する対策といたしましては、四十五年度から新たに農業者年金制度を創設するとともに、これと関連いたしまして、離農給付金の支給、離農者の農地の買い入れ、売り渡し等の事業を一体的に実施することといたしました。農業者年金基金法案を今国会に提出いたしましたが、他産業への転職を希望する農業者に対しましては、これに適した転職対策を充実することいたしておりますが、四十五年度予算にもこれらの方の予算を計上してございます。今後は、さらに工場の地方分散等による地元雇用機会の増大をはかるなど、離農の円滑化に資するようにいたしてまいりたいと思っております。

それから農地取得資金のお話がございました。農地取得資金制度につきましては、農業構造の規模の拡大等、農業構造の改善を推進いたします見地から、昭和三十九年度から三分五厘二十五年償還という、制度金融の中では最も低利長期の貸付け条件といたしておりますし、ほぼこれは妥当なものと考えておりますが、農業構造の改善を積極的に推進いたしました見地から、農地取得のための金融措置の拡充につきましては、今後もなお検

(3) (2) (1)

(f) 「オーストラリアの居住者」とは、オーストラリアにおける居住者とされる者をいう。

(g) 「一方の締約国の居住者」、「他方の締約国の居住者」及び「当該他方の締約国の居住者」とは、文脈により、日本国における居住者でない者をいい、「日本国における居住者」とは、日本国における居住者であり、かつ、オーストラリアにおける居住者でない者をいう。

(h) 「者」には、法人及び法人以外の社団を含む。

(i) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、文脈により、日本国における居住者又はオーストラリアの居住者が営む産業上又は商業上の企業をいう。

(j) 「法人」には、租税に関する法令で取り扱われる団体（法人格の有無を問わない。）を含む。

(k) 「権限のある当局」とは、オーストラリアにおいては、税務長官又は権限を与えられたその代理者をいい、日本国については、大蔵大臣又は権限を与えたその代理者をいう。

(l) 「租税」とは、文脈により、日本国における租税又はオーストラリアの租税をいう。

「日本国における租税」及び「オーストラリアの租税」には、この協定が適用される租税に関する法令により、日本国又はオーストラリアにおいて施行されているものに基づいて課される附帯税又はこれに相当するものを含まない。

この協定に基づき所得について一方の締約国において租税が減免される場合において、他方が個人が、その所得の全額についてではなくその所得のうち当該他方の締約国に送金され又は当

(4) 该他方の締約国内で受領した部分について租税を課されることとされているときは、この協定に基づき当該一方の締約国において認められる租税の減免は、その所得のうち当該他方の締約国に送金され又は当該他方の締約国内で受領された部分についてのみ適用する。

この協定の用語で特に定義されていないものは、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、一方の締約国において、この協定が適用される租税に関するその締約国において施行されている法令上有する意義を有するものとする。

(d) 企業のためにもつぱら物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集するため、事業を行なう一定の場所を保有すること。

(e) 企業のためにもつぱら廣告、科学的調査その他の準備的又は補助的な性質の活動を行なうため、事業を行なう一定の場所を保有すること。

(4) 一方の締約国の企業は、他方の締約国における建築工事現場又は他方の締約国で行なわれてゐる建設、据付け若しくは組立ての工事に関連して、六箇月をこえる期間、当該他方の締約国内で監督活動を行なう場合には、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされる。

一方の締約国内で他方の締約国の企業に代わつて行動する者(6)の規定が適用される独立の

[8] 販売しているという事実のみによつては、いすれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設であることはならない。

(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に対し物品を販売する場合において、当該物品が、当該他方の締約国内で産業上又は商業上之に、又はその企業の注文に応じて製造され、組み立てられ、加工され、包装され、又は配達されたものであり、かつ、

(b) いすれか一方の企業が他方の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加するとき、又は

(b) 同一の者が双方の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加するとき

この協定の適用上、当該一方の締約国の企業は、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされ、かつ、当該恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行なうものとされ

(a) その者が、当該一方の締約国内で当該企業に代わって契約を締結する権限を有し、かつ、これを常習的に行使する場合。ただし、その者の行動が当該企業のために物品又は商品を購入することに限られるときは、この限りでない。

(b) その者が、当該企業に代わって行動するにあたり、当該企業のために当該一方の締約国内で物品を製造し又は加工する場合

一方の締約国の企業は、仲立人、問屋その他独立的地位を有する代理人でこれらの人としての業務を通常の方法で行なうものを通して他方の締約国内で事業活動を行なつてゐるという理由のみでは、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされることはない。

(c) 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国において恒久的施設を通じ若しくは通しないで事業を行なう法人を支配し、又はこれらに支

[8] 販売しているという事実のみによつては、いすれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設であることはならない。

(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に対し物品を販売する場合において、当該物品が、当該他方の締約国内で産業上又は商業上之に、又はその企業の注文に応じて製造され、組み立てられ、加工され、包装され、又は配達されたものであり、かつ、

(b) いすれか一方の企業が他方の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加するとき、又は

(b) 同一の者が双方の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加するとき

この協定の適用上、当該一方の締約国の企業は、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされ、かつ、当該恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行なうものとされ

(1) 一方の締約国の企業の産業上又は商業上の利益に対しても、その企業が他方の締約国内にあつて恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行なわない限り、当該他方の締約国において租税を課されない。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行なう場合には、その利益に対し、当該恒久的施設に帰せられる部分についてのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

(2) 一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行なう場合には、当該恒久的施設が同一又は類似の活動を行なう独立の企業であり、かつ、当該恒久的施設を有する企業との取引がその企業又はいずれか独立の企業と全く独立の立場で行

に対する租税に関する二
承認を求めるの件外三件

所得に対する税額に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリア連邦との間の協定の締結について承認を求める件外二件

なわれる取引であるとすれば、当該恒久的施設が当該地方の締約国内で取得するとみられる産業上又は商業上の利得が、当該恒久的施設に帰せられるものとする。このようにして当該恒久的施設に帰せられる利得は、当該地方の締約国内の源泉から生じた所得とされ、租税を課されるものとする。

(3) 一方の締約国内にある恒久的施設に帰せられる産業上又は商業上の利得を決定するに際しては、通常の経営費及び一般管理費を含む当該企業のすべての費用であつて、その恒久的施設が独立の企業であると仮定した場合に控除され、かつ、合理的にその恒久的施設に配分することができるものは、その恒久的施設が存在する締約国内で生じたか又は他の場所で生じたかを問わず、経費に算入することを認められるものとする。

(4) 恒久的施設が企業のために行なつた物品又は商品の単なる購入を理由としては、いかなる利得もその恒久的施設に帰せられることはない。この条において、「産業上又は商業上の利得」とは、企業が事業を行なうことによつて得る利を得をいう。ただし、次のものを含まない。(a) 配当、利子、貸貸料又は使用料(第九条の規定の適用上「使用料」とされる支払金を含む)。ただし、他方の締約国が一方の締約国内にある恒久的施設を通じて行なう事業と実質的に関連を有するものを除く。(b) 船舶又は航空機の運用から生ずる所得(c) 人の役務(自由職業の役務を含む)に対する報酬

(1)(a) 一方の締約国が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加する場合又は(b) 同一の者が一方の締約国が企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加する場合

において、双方の企業の間に相互に全く独立の立場で取引を行なう独立の企業の間に働くとみられる条件と異なる条件がその商業上又は資金上の関係において働き、かつ、一方の企業の利得となつたはずである利得がそのような事情のために当該一方の企業の利得とならなかつたときは、当該一方の企業が同一又は類似の活動を行なう独立の企業であるとし、かつ、他方の企業との取引がその企業又はいずれか独立の企業と全く独立の立場で行なわれる取引であつたとすれば当該一方の企業の利得となつたはずである利得は、当該一方の企業の利得に算入することができる。

(1) この条及び第十七条の規定の適用上、一方の締約国内の他の地点で積み卸すためにその締約国内で積み込まれる旅客、家畜、郵便物又は物品の船舶又は航空機による運送は、その締約国内の地点の間においてのみ行なわれる船舶又は航空機の運用とされる。

(2) 第七条
 (1) オーストラリアにおける居住者である法人が支払う配当で、日本国における居住者が取得し、かつ、その者が受益者であるものに対するオーストラリアの租税は、当該配当の金額の十五ペーセントをこえないものとする。
 (2) 日本国における居住者が支払う配当で、オーストラリアの居住者が取得し、かつ、その者が受益者であるものに対する日本国(他方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、当該配当を生じた株式又は持分の保有がある当該恒久的施設を通じて行なわれる事業と実質的に関連を有しているときは、(1)及び(2)の規定は、適用しない。

(3) 第九条
 (1) 日本国の居住者が取得する使用料でその者が受益者であるものに対するオーストラリアの租税は、当該使用料の金額の十ペーセントをこえないものとする。
 (2) オーストラリアの居住者が取得する使用料でその者が受益者であるものに対する日本国(他方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、当該配当を生じた株式又は持分の保有がある当該恒久的施設を通じて行なわれる事業と実質的に関連を有しているときは、(1)及び(2)の規定は、適用する。

(4) 第十条
 (1) 日本国の居住者が取得する使用料でその者が受益者であるものに対するオーストラリアの租税は、当該使用料の金額の十ペーセントをこえないものとする。
 (2) オーストラリアの居住者が取得する使用料でその者が受益者であるものに対する日本国(他方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、当該配当を生じた株式又は持分の保有がある当該恒久的施設を通じて行なわれる事業と実質的に関連を有しているときは、(1)及び(2)の規定は、適用しない。

(3) この条において「使用料」とは、次のものの対価として受け取るすべての種類の支払金をいう。
 (i) 著作権、特許権、意匠又は模型、図面、秘密方式又は秘密工程、商標権その他これらに類する財産又は権利
 (ii) 産業上、商業上又は学術上の設備
 (iii) 映画フィルム
 (iv) テレビジョン用のフィルム若しくはビデオテープ又はラジオ放送用テープ
 (b) 学術上、技術上、産業上又は商業上の知識、情報又は援助の提供
 ただし、当該使用料には、鉱山若しくは採石場の經營又は天然資源の採取に係る使用料その他の支払金を含まない。

(4) 一方の締約国の居住者である使用料の受益者が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、当該使用料を生じた知識、情報、援助、権利又は財産が当該恒久的施設を通じて行なわれる事業と実質的に関連を有しているときは、(1)及び(2)の規定は、適用しない。

(5) 使用料の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、支払われた使用料の金額が、その関係がなかつたならば合意したはずである金額をこえるときは、この条の規定は、その合意したはずである金額についてのみ適用する。

第十条

一方の締約国の居住者である個人が自由職業その他これに類する独立の活動に関して取得する報酬に対しては、その者が自己の活動を遂行するために通常使用することができる固定的施設を他方の締約国内に有しない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。その者がそのような固定的施設を有する場合には、その所得のうち当該施設に帰せられる部分は、当該他方の締約国内に源泉を有するものとされ、その部分につき当該他方の締約国において租税を課すことができる。

(1) 第十一条

(1) 第十三条、第十四条及び第十五条の規定を留保して、一方の締約国の居住者が勤務に関して取得する給料、賃金その他これらに類する報酬（退職年金を除く。）に対しては、その勤務が他方の締約国内で行なわれない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内で行なわれる場合は、当該他方の締約国内に源泉を有するものとされ、その報酬に對し当該他方の締約国において租税を課すことができる。

(2) 第十二条

(1) 第十条及び第十二条の規定にかかるわらず、演劇、映画、ラジオ又はテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人及び運動家がこれらの者としての個人的活動によって取得する所得は、その活動が行なわれる締約国内に源泉を有するものとされ、その所得に対し当該締約国において租税を課すことができる。

(2) 第十一条

(1) 第十条及び第十二条の規定にかかるわらず、演劇、映画、ラジオ又はテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人及び運動家がこれらの者としての個人的活動によって取得する所得は、その活動が行なわれる締約国内に源泉を有するものとされ、その所得に対し当該締約国において租税を課すことができる。

(2) 第十一条

(1) 第十三条、第十四条及び第十五条の規定を留保して、一方の締約国の企業がその事業を行なうにあたり他方の締約国内で(1)の芸能人又は運動家の役務を提供し、かつ、その芸能人又は運動家が直接又は間接に当該企業を支配する場合には、当該企業は、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされる。

(2) 第十四条

(1) の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内で行なう勤務に關して取得する者は、(1)の規定にかかるわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内で行なう勤務に關して取得する。

する報酬については、次のことを条件として、当該他方の締約国において租税を免除する。

(a) その報酬の受領者が当該他方の締約国の所

得年度又は課税年度を通じて合計百八十三日をこえない期間当該他方の締約国内に滞在

し、

(b) その報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われ、かつ、

(c) その報酬が当該他方の締約国内に雇用者の有する恒久的施設又は固定的施設の課税利得の決定にあたつて控除されないこと。

(3)

(1) 及び(2)の規定にかかるわらず、一方の締約国の居住者が国際運輸に運用する船舶又は航空機において行なわれる勤務に關する報酬に對しては、その締約国において租税を課することができる。

(4) 法人の役員がその法人から取得する報酬については、その報酬を勤務に關する使用者の報酬とみなし、かつ、その法人を雇用者とみなして、(1)から(3)までの規定を適用する。

第十二条

(1) 第十条及び第十二条の規定にかかるわらず、演劇、映画、ラジオ又はテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人及び運動家がこれらの者としての個人的活動によって取得する所得は、その活動が行なわれる締約国内に源泉を有するものとされ、その所得に対し当該締約国において租税を課すことができる。

(2) 第十一条

(1) 第十三条、第十四条及び第十五条の規定を留保して、一方の締約国の企業がその事業を行なうにあたり他方の締約国内で(1)の芸能人又は運動家の役務を提供し、かつ、その芸能人又は運動家が直接又は間接に当該企業を支配する場合には、当該企業は、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされる。

(2) 第十四条

(1) の規定にかかるわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内で行なう勤務に關して取得する者は、(1)の規定にかかるわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内で行なう勤務に關して取得する。

金については、当該一方の締約国において租税を免除する。

(2) 「保険年金」とは、支払われた金銭又はその等価物の対価として給付を行なう義務に基づき、終身又は特定の若しくは確定することができる所定の金額をいう。

(3) この条の規定は、政府の職務の遂行として日本政府又は連邦政府に提供された役務に關して個人に支払われる退職年金については、適用しない。

(1)

(1) 政府の職務の遂行として連邦政府、連邦の州政府又はオーストラリアの地方公共団体に提供された役務に關し、これらの政府又は地方公共団体が個人に支払う報酬（退職年金を除く。）については、日本国の中税を免除する。ただし、その個人が日本國の国民である場合及び永住のため日本國に入居することを許可された者である場合は、この限りでない。

(2) 政府の職務の遂行として日本国政府又は日本国的地方公共団体に提供された役務に關し、同政府又は当該地方公共団体が個人に支払う報酬（退職年金を除く。）については、オーストラリアの租税を免除する。ただし、その個人がオーストラリアの市民である場合及びオーストラリアの通常の居住者である場合は、この限りでない。

(3) この条の規定は、(1)又は(2)の政府又は地方公共団体が行なう営業又は事業に關連して提供された役務に關して行なわれる支払については、適用しない。

第十五条

(1) 第十三条、第十四条及び第十五条の規定を留保して、一方の締約国の企業がその事業を行なうにあたり他方の締約国内で(1)の芸能人又は運動家の役務を提供し、かつ、その芸能人又は運動家が直接又は間接に当該企業を支配する場合には、当該企業は、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされる。

(2) 第十四条

(1) の規定にかかるわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内で行なう勤務に關して取得する者は、(1)の規定にかかるわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内で行なう勤務に關して取得する。

して取得する報酬につき、当該他方の締約国において租税を免除される。

(1) 第十六条

もうばら教育を受けるため一方の締約国内に滞在する学生で現に他方の締約国の居住者であつたものがその生計又は教育のため受け取る給付に対しては、当該一方の締約国において租税を課されない。ただし、その給付が当該一方の締約国外から支払われるものであることを条件とする。

第十七条

(1) オーストラリアにおける居住者である者が日本国内の源泉から取得した所得につき直接に又は源泉徴収によつて納付される日本国の中税（配当については、配当の支払の基因となつた利益について納付される租税を除く。）は、オーストラリア以外の国において納付される租税をオーストラリアの租税から控除することに関するオーストラリアの法令で当該時に施行されているものの規定に従い、当該所得について納付されるオーストラリアの租税から控除する。

(2) 日本国における居住者である者がオーストラリアの源泉から取得した所得につき直接に又は源泉徴収によつて納付されるオーストラリアの租税は、日本國以外の国において納付される租税を日本国の中税から控除することに関する日本の法令で当該時に施行されているものの規定に従い、当該所得について納付される日本国の中税から控除する。その控除を行なうにあたり、当該所得が、オーストラリアの居住者である法人がその利得について納付するオーストラリアの租税を考慮に入れるものとする。

(3) この条の規定の適用上、

(a) 一方の締約国の居住者である法人が支払う

(b) 配当は、当該一方の締約国内に源泉を有するものとして取り扱う。

(b) 一方の締約国の居住者が取得する利子又は使用料(第九条の規定の適用上「使用料」とされる支払金を含む)は、次の場合には、他方の締約国内に源泉を有するものとして取り扱う。

(i) 当該利子又は使用料が当該他方の締約国における政府又は当該他方の締約国の居住者によつて支払われた場合。ただし、その支払者である当該居住者が当該他方の締約国外の国にある自己の恒久的施設を通じて事業を行なうにあたり当該利子又は使用料を負担したときは、この限りでない。

(ii) 当該利子又は使用料が当該他方の締約国の居住者でない者によつて支払われた場合において、その支払者が当該他方の締約国内にある自己の恒久的施設を通じて事業を行なうにあたり当該利子又は使用料を負担したとき。

(c) 一方の締約国の居住者が国際運輸に運用する船舶又は航空機において行なわれる勤務に関する報酬は、その締約国内に源泉を有するものとして取り扱う。

(d) 一方の締約国の居住者が他方の締約国内の地点の周においてのみ行なわれる船舶又は航空機の運用によつて取得する利得は、当該他方の締約国内に源泉を有するものとして取り扱う。

(4) 一方の締約国の企業の利得で当該一方の締約国において租税を課されたものが、その企業と他方の締約国の企業との間に存在する事情のために当該他方の締約国の企業の利得となつたはずである利得としてこの協定により当該他方の締約国の企業の利得にも算入される場合には、このようにして算入された利得は、この条の規定の適用上、当該他方の締約国内の源泉から生じた当該一方の締約国の企業の利得として取り扱う。当該利得を当該他方の締約国の企業の利得には、当該利得を当該他方の締約国の企業の利得と認められる場合

(b) 支払者である当該居住者が当該他方の締約国外の国にある自己の恒久的施設を通じて事業を行なうにあたり当該利子又は使用料を負担したときは、この限りでない。

(i) 当該利子又は使用料が当該他方の締約国の居住者でない者によつて支払われた場合において、その支払者が当該他方の締約国内にある自己の恒久的施設を通じて事業を行なうにあたり当該利子又は使用料を負担したとき。

(ii) 一方の締約国の居住者が国際運輸に運用する船舶又は航空機において行なわれる勤務に関する報酬は、その締約国内に源泉を有するものとして取り扱う。

(iii) 一方の締約国の居住者が他方の締約国内の地点の周においてのみ行なわれる船舶又は航空機の運用によつて取得する利得は、当該他方の締約国内に源泉を有するものとして取り扱う。

(iv) 一方の締約国の企業の利得で当該一方の締約国において租税を課されたものが、その企業と他方の締約国の企業との間に存在する事情のために当該他方の締約国の企業の利得となつたはずである利得としてこの協定により当該他方の締約国の企業の利得にも算入される場合には、このようにして算入された利得は、この条の規定の適用上、当該他方の締約国内の源泉から生じた当該一方の締約国の企業の利得として取り扱う。当該利得を当該他方の締約国の企業の利得と認められる場合には、当該利得を当該他方の締約国の企業の利得と認められる場合

(1) 得に算入したために当該他方の締約国において課されることとなる租税の増加部分について、この条の規定に基づいてその救済を行なうものとする。

(2) (3)(b)の規定の適用上、「当該他方の締約国における政府」とは、日本国については日本国政府又は日本国の地方公共団体をいい、オーストラリアについては連邦政府、連邦の州政府又はオーストラリアの地方公共団体をいう。

第十八条

(1) 両締約国の権限のある当局は、この協定を実施するため、この協定が適用される租税に関する訴訟を防止するため、又はこの協定が適用される租税の回避に対処することを目的とする法規を実施するために必要な情報(それぞれの締約国の税法に基づいて入手することができるもの)を交換するものとする。

(2) このようにして交換された情報は、秘密として取り扱わなければならず、この協定が適用される租税の賦課及び徴収に関する領事権又は取引の過程を明らかにするようないかなる者にも開示してはならない。

(3) 営業上の秘密又は取引の過程を明らかにするようないかなる情報は、交換されないものとする。

(4) 一方の締約国の権限のある当局は、この条の規定により、他方の締約国の権限のある当局が関与する納税者に係る事項に直接関連しない情報を当該他方の締約国の権限のある当局に開示することを義務づけられない。

第十九条

納稅者は、一方の締約国の権限のある当局の措置によりこの協定に反する二重課税の結果が生じており又は生ずるおそれがあると認める場合に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に通報を当該他方の締約国の権限のある当局に開示することを義務づけられない。

(1) この協定は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかに東京で交換されるものとする。

(2) この協定は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生じ、かつ、次のものについて適用する。

(a) オーストラリアにおいては、

(i) 非居住者が取得する所得に対する源泉徴収税であつて終了の通告が行なわれた年の翌年七月一日以後に開始する各所得年度分のその他のオーストラリアの租税

(ii) この協定が効力を生ずる年の七月一日以後に開始する各所得年度分のその他のオーストラリアの租税

は、この条の規定に基づいてその救済を行なうものとする。

(b) 一方の締約国の権限のある当局は、この協定を実施するため、この協定の解釈及び適用についてその統一性を確保するよう努力するにあたつて他方の締約国の権限のある当局と直接に通信することができる。

第二十一条

(1) この協定は、オーストラリアが国際関係について責任を負う領域であつてこの協定が適用される租税と実質的に類似の性質を有する租税を課するものに対し、そのまま又は必要な修正を加えて適用することができる。その適用は、外交上の経路を通じて公文の交換その他両締約国の憲法上の手続に適合した方法によつて両締約国間で約定される日から、約定される修正及び条件(終了に開示する条件を含む)に従つて効力を生ずる。

(2) この条の規定に基づいてこの協定が適用された領域に対するこの協定の適用は、第二十三条规定に基づいてこの協定が終了するときは、両締約国が別段の合意をしない限り、第二十三条规定に定める方法によつて終了するものとする。

(3) この協定は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかに東京で交換されるものとする。

(4) この協定は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生じ、かつ、次のものについて適用する。

第二十二条

(1) この協定は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかに東京で交換されるものとする。

(2) この協定は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生じ、かつ、次のものについて適用する。

(a) オーストラリアにおいては、

(i) 非居住者が取得する所得に対する源泉徴収税であつて終了の通告が行なわれた年の翌年七月一日以後に開始する各所得年度分のその他のオーストラリアの租税

(ii) この協定が効力を生ずる年の七月一日以後に開始する各所得年度分のその他のオーストラリアの租税

(b) 日本国においては、

(i) 非居住者が取得する所得に対する源泉徴収税であつて終了の通告が行なわれた年の翌年七月一日以後に開始する各所得年度分のその他のオーストラリアの租税

(ii) 終了の通告が行なわれた年の翌年七月一日以後に開示する各所得年度分のその他のオーストラリアの租税

この協定が効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生の日から三年の期間が満了した後の各年の六月三十日以前に、外交上の経路を通じて他方の締約国に對して書面による終了の通告を行なうことができ、その場合には、この協定は、次のものについて効力を失う。

第二十三条

(a) オーストラリアにおいては、

(i) 非居住者が取得する所得に対する源泉徴収税であつて終了の通告が行なわれた年の翌年七月一日以後に開示する各所得年度分のその他のオーストラリアの租税

(ii) 終了の通告が行なわれた年の翌年七月一日以後に取得する所得に係るもの

この協定が効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生の日から三年の期間が満了した後の各年の六月三十日以前に、外交上の経路を通じて他方の締約国に對して書面による終了の通告を行なうことができ、その場合には、この協定は、次のものについて効力を失う。

(b) 日本国においては、

(i) 非居住者が取得する所得に対する源泉徴収税であつて終了の通告が行なわれた年の翌年七月一日以後に開示する各所得年度分のその他のオーストラリアの租税

(ii) 終了の通告が行なわれた年の翌年七月一日以後に取得する所得に係るもの

この協定が効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生の日から三年の期間が満了した後の各年の六月三十日以前に、外交上の経路を通じて他方の締約国に對して書面による終了の通告を行なうことができ、その場合には、この協定は、次のものについて効力を失う。

日本国政府のため

甲斐文比古

日本国政府のため

オーストラリア連邦政府のために
ウイリアム・マクマーン

議定書

日本国政府及びオーストラリア連邦政府は、千

とはない。

第八条

- (1) 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得に対しては、他方の締約国において租税を免除する。
- (2) イタリアの居住者である企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき日本国において事業税を免除され、日本国居住者である企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつきイタリアにおいて所得に対するすべての地方税を免除される。

- (3) (1)及び(2)の規定は、船舶又は航空機を国際運輸に運用する企業がいかなる種類の共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加している場合についても、同様に適用する。

第九条

- (a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加する場合又は
- (b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加する場合

- であつて、そのいずれの場合においても、双方の企業の間に、その商業上又は資金上の関係において独立の企業間に設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課されるときは、その条件がなかつたならば一方の企業の利得となつたはずである利得で、その条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものは、その企業の利得に算入して課税することができる。

第十一条

- (1) 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に對しては、当該他方の締約国において租税を課することがができる。
- (2) (1)の配当に對しては、これを支払つた法人が居住者である締約国において、その締約国の法

令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、次のものとしないものとする。

- (a) 当該配当を受け取る者が、利得の分配に係る事業年度の終了の日に先づ六箇月の期間を通じ、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の少なくとも二十五パーセントを所有する法人である場合には、当該配当の金額の十パーセント

- する場合に、当該配当の金額の十五パーセント

- (b) その他のすべての場合には、当該配当の金額の十五パーセント

- この規定は、配当に充てられる利得についての当該法人に対する課税に影響を及ぼすものではない。

- (c) この条において「配当」とは、株式、受益株式、鉱業株式、発起人株式その他利得の分配を受ける権利（信用に係る債権を除く）から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であつるものという。

- (d) (1)及び(2)の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受領者が、その配当を支払う法人が居住者である他方の締約国内に、その配当の支払の基団となつた株式又は持分と実質的に関連する恒久的施設を有する場合には、適用しない。

- (e) (1)及び(2)の規定は、一方の締約国の居住者である利子の受領者が、その利子が生じた他方の締約国内に、その利子を生じた債権と実質的に関連する恒久的施設を有する場合には、適用しない。

- (f) 利子は、その支払者が一方の締約国又はその地方政府、地方公共団体若しくは居住者である場合には、その締約国内で生じたものとされる。

- (g) 利子は、その支払者が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、その利子を支払う基団となつた債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、その利子を当該恒久的施設が負担するときは、その利子は、当該恒久的施設が存在する締約国内で生じたものとされる。

- (h) 支払者と受領者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、支払われた利子の金額が、その支払の基団となつた債務を考慮す

- ることを可能とする。

- (i) (1)及び(2)の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受領者が、その使用料が生じた他方の締約国内に、その使用料を生じた権利又は

(1) 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

- (2) (1)の利子に對しては、当該利子が生じた締約国において、その締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の金額の十パーセントをこえないものとする。

- (3) この条において「利子」とは、公債、債券又は社債（担保の有無及び利得の分配を受ける権利の有無を問わない。）その他のすべての種類の信用に係る債権から生じた所得並びにこのような債権について償還された金額のうち融通された金額をこえる部分及びその他の所得で当該所得が生じた締約国の税法上貸付金から生じた所得と同様に取り扱われるものをいう。

- (4) (1)及び(2)の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受領者が、その配当を支払う法人が居住者である他方の締約国内に、その配当の支払の基団となつた株式又は持分と実質的に関連する恒久的施設を有する場合には、適用しない。

- (5) 利子は、その支払者が一方の締約国又はその地方政府、地方公共団体若しくは居住者である場合には、その締約国内で生じたものとされる。

- (6) 利子は、その支払者が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、その利子を支払う基団となつた債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、その利子を当該恒久的施設が負担するときは、その利子は、当該恒久的施設が存在する締約国内で生じたものとされる。

- (7) 支払者と受領者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、支払われた利子の金額が、その支払の基団となつた債務を考慮すこと

えるときは、この条の規定は、その合意するところに對する租税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリア連邦との間の協定の締結について承認を求める件外二件

みられる金額についてのみ適用する。この場合には、支払われた金額のうち超過分に対し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つたうえ、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第十二条

(1) 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

- (2) (1)の使用料に對しては、当該使用料が生じた締約国において、その締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該使用料の金額の十パーセントをこえないものとする。

- (3) この条において「使用料」とは、文学上、美術上若しくは学術上の著作物（映画フィルムを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠若しくは模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用若しくは使用的権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受け取るすべての種類の支払金をいう。

- (4) 使用料は、その支払者が一方の締約国又はその地方政府、地方公共団体若しくは居住者である場合には、その締約国内で生じたものとされる。

- (5) 利子は、その支払者が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、その利子を支払う基団となつた債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、その利子を当該恒久的施設が負担するときは、その利子は、当該恒久的施設が存在する締約国内で生じたものとされる。

- (6) 支払者と受領者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、支払われた利子の金額が、その支払の基団となつた債務を考慮す

- (7) (1)及び(2)の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受領者が、その使用料が生じた他方の締約国内に、その使用料を生じた権利又は

官 報 (外) 号

財産と実質的に関連する恒久的施設を有する場合には、適用しない。この場合には、その使用料に対し、当該他方の締約国においてその法令に従つて租税を課することができます。支払者と受領者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、支払われた使用料の金額が、その支払の基準となつた使用、権利又は情報を考慮する場合において、その関係がなかつたならば支払者及び受領者が合意するところに依る。支払われた金額についてのみ適用する。この場合には、支払われた金額のうち超過分に対し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つたうえ、各締約国の法令に従つて租税を課すことができる。

(1) 第十三条

第六条(2)に定義する不動産の譲渡から生ずる収益に對しては、当該不動産が存在する締約国において租税を課すことができる。

(2) 一方の締約国的企业が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部をなす財産(不動産を除く。)又は一方の締約国的企业が自由職業を行なうため他方の締約国において使用することができる固定的施設に係る財産(不動産を除く。)の譲渡から生ずる収益(單独に若しくは企業全体とともにに行なわれる当該恒久的施設の譲渡又は当該固定的施設の譲渡から生ずる収益を含む。)に對しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。ただし、一方の締約国居住者が国際運輸に適用する船又は航空機及びこれらの船舶又は航空機の運用に係る財産(不動産を除く。)の譲渡によつて取得する収益に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

(3) 一方の締約国居住者が(1)及び(2)に規定する財産以外の財産の譲渡によつて取得する収益に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

(1) 第十四条

一方の締約国居住者が自由職業その他これに類する独立の活動に關して取得する所得に對しては、その者が自己の活動を遂行するために通常使用することができる固定的施設を他方の締約国内に有しない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。その者がそのような固定的施設を有する場合には、当該所得に對しては、当該固定的施設に帰せられる部分についてのみ、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

一方の締約国居住者が他方の締約国居住者において租税を課すことができる。一方の締約国居住者がある法人の役員の資格で取得する報酬に對しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

一方の締約国居住者が他方の締約国居住者において租税を課すことができる。一方の締約国居住者がある法人の役員の資格で取得する報酬に對しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

一方の締約国居住者が他方の締約国居住者において租税を課すことができる。一方の締約国居住者がある法人の役員の資格で取得する報酬に對しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

一方の締約国居住者が他方の締約国居住者において租税を課すことができる。一方の締約国居住者がある法人の役員の資格で取得する報酬に對しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

一方の締約国居住者が他方の締約国居住者において租税を課すことができる。一方の締約国居住者がある法人の役員の資格で取得する報酬に對しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

一方の締約国居住者が他方の締約国居住者において租税を課すことができる。一方の締約国居住者がある法人の役員の資格で取得する報酬に對しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

一方の締約国居住者が他方の締約国居住者において租税を課すことができる。一方の締約国居住者がある法人の役員の資格で取得する報酬に對しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

(3) されないこと。

(3)

(1)

(2)

(3)

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

(6)

(7)

(8)

(9)

(10)

(11)

(12)

(13)

(14)

(15)

(16)

(17)

(18)

(19)

(20)

(21)

(22)

(23)

(24)

(25)

(26)

(27)

(28)

(29)

(30)

(31)

(32)

(33)

(34)

(35)

(36)

(37)

(38)

(39)

(40)

(41)

(42)

(43)

(44)

(45)

(46)

(47)

(48)

(49)

(50)

(51)

(52)

(53)

(54)

(55)

(56)

(57)

(58)

(59)

(60)

(61)

(62)

(63)

(64)

(65)

(66)

(67)

(68)

(69)

(70)

(71)

(72)

(73)

(74)

(75)

(76)

(77)

(78)

(79)

(80)

(81)

(82)

(83)

(84)

(85)

(86)

(87)

(88)

(89)

(90)

(91)

(92)

(93)

(94)

(95)

(96)

(97)

(98)

(99)

(100)

(101)

(102)

(103)

(104)

(105)

(106)

(107)

(108)

(109)

(110)

(111)

(112)

(113)

(114)

(115)

(116)

(117)

(118)

(119)

(120)

(121)

(122)

(123)

(124)

(125)

(126)

(127)

(128)

(129)

(130)

(131)

(132)

(133)

(134)

(135)

(136)

(137)

(138)

(139)

(140)

(141)

(142)

(143)

(144)

(145)

(146)

(147)

(148)

(149)

(150)

(151)

(152)

(153)

(154)

(155)

(156)

(157)

(158)

(159)

(160)

(161)

(162)

(163)

(164)

(165)

(166)

(167)

(168)

(169)

(170)

(171)

(172)

(173)

(174)

(175)

(176)

(177)

(178)

(179)

(180)

(181)

(182)

(183)

(184)

(185)

(186)

(187)

(188)

(189)

(190)

(191)

(192)

(193)

(194)

(195)

(196)

(197)

(198)

(199)

(200)

(201)

(202)

(203)

(204)

(205)

(206)

(207)

(208)

(209)

(210)

(211)

(212)

(213)

(214)

(215)

(216)

(217)

(218)

(219)

(220)

(221)

(222)

(223)

(224)

(225)

(226)

(227)

(228)

(229)

(230)

(231)

(232)

(233)

(234)

(235)

(236)

(237)

(238)

(239)

(240)

(241)

(242)

(243)

(244)

(245)

(246)

(247)

(248)

(249)

(250)

(251)

(252)

(253)

(254)

(255)

(256)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリア連邦との間の協定の締結について承認を求める件外三件

定は、千九百六十二年一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得について適用する。

千九百六十九年三月二十日に東京で、ひとしく正文である日本語、イタリア語及び英語により、それぞれ二通ずつ、本書六通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

愛知揆一

イタリア共和国政府のために

ユスト・ジュスティ・デル・ジャルディノ

〔審査報告書は都合により第九号末尾に掲載〕

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の条約について承認を求めるの件

右に提出する。

昭和四十五年二月二十一日 内閣総理大臣 佐藤 栄作

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の条約について承認を求めるの件

国会に提出する。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の条約について承認を求めるの件

所長に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の条約について承認を求めるの件

所長に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の条約について承認を求めるの件

所長に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の条約について承認を求めるの件

所長に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の条約について承認を求めるの件

所長に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税を防止するための新たな条約を締結すること

とを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

第二条

この条約の対象である租税は、次のものとする。

(a) グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国においては、

(i) 所得税(付加税を含む。)

(ii) 法人税

(iii) 譲渡収益税

(b) 日本国においては、

(i) 所得税

(ii) 法人税

(iii) 住民税

(2) この条約は、この条約の署名の日の後にいずれか一方の締約国において現行の租税に加えて又はこれに代わって課されるこれと同一の又はこれと実質的に類似の性質を有する租税(国税)であるか地方税であるかを問わない。)についてもまた、適用する。両締約国の権限のある当局は、それぞれの国の税法について行なわれた改正を相互に通知するものとする。

(3) この条約は、船舶又は航空機を運用する企業に關しては、第九条(2)に規定する租税についても、また、適用する。

(4) 第三条

(1) この条約において、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(2) 「連合王国」とは、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

(3) 本条の規定は、船舶又は航空機の運航に關する件

(4) 本条の規定は、船舶又は航空機の運航に關する件

(5) 本条の規定は、船舶又は航空機の運航に關する件

(6) 本条の規定は、船舶又は航空機の運航に關する件

(7) 本条の規定は、船舶又は航空機の運航に關する件

(8) 本条の規定は、船舶又は航空機の運航に關する件

(9) 本条の規定は、船舶又は航空機の運航に關する件

(10) 本条の規定は、船舶又は航空機の運航に關する件

(11) 本条の規定は、船舶又は航空機の運航に關する件

(12) 本条の規定は、船舶又は航空機の運航に關する件

(13) 本条の規定は、船舶又は航空機の運航に關する件

(14) 本条の規定は、船舶又は航空機の運航に關する件

(15) 本条の規定は、船舶又は航空機の運航に關する件

(16) 本条の規定は、船舶又は航空機の運航に關する件

からその地位を与えられたもの並びに連合王国において施行されている法令によつてその地位を与えられたすべての法人、組合及び団体をいう。

王國において施行されている法令によつてその地位を与えられたすべての法人、組合及び団体をいう。

く。)をいう。

(2) 一方の締約国がこの条約を適用する場合には、特に定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約が適用される租税に関するその締約国の法令上有する意義を有するものとする。

(3) この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、管轄の場所その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいう。この用語には、当該一方の締約国内の源泉から所得を取得する場合に限り当該一方の締約国において課税される個人を含まない。「日本国の居住者」及び「連合王国の居住者」という語は、この定義に従つてそれぞれを相互に適用するものとする。

(4) この条約の規定によって双方の締約国の居住者となつては、権限のある当局は、合意により、この条約の適用上その個人が居住者であるか地方税であるかを問わない。)についてもまた、適用する。両締約国の権限のある当局は、それを実質的に類似の性質を有する租税(国税)であるか地方税であるかを問わない。)についてもまた、適用する。

(5) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又は連合王国をいう。

(6) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税をいう。

(7) 「税額」とは、日本国における税額を指す。

(8) 「法人」とは、法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(9) 「者」とは、法人及び法人以外の社団を含む。

(10) 「法」は、法律を意味する。

(11) 「税法」は、税法を意味する。

(12) 「税額」は、税額を意味する。

(13) 「税額」は、税額を意味する。

(14) 「税額」は、税額を意味する。

(15) 「税額」は、税額を意味する。

(16) 「税額」は、税額を意味する。

(17) 「税額」は、税額を意味する。

(18) 「税額」は、税額を意味する。

(19) 「税額」は、税額を意味する。

(20) 「税額」は、税額を意味する。

(21) 「税額」は、税額を意味する。

(22) 「税額」は、税額を意味する。

(23) 「税額」は、税額を意味する。

(24) 「税額」は、税額を意味する。

(25) 「税額」は、税額を意味する。

(26) 「税額」は、税額を意味する。

(27) 「税額」は、税額を意味する。

(28) 「税額」は、税額を意味する。

(29) 「税額」は、税額を意味する。

(30) 「税額」は、税額を意味する。

(31) 「税額」は、税額を意味する。

(32) 「税額」は、税額を意味する。

(33) 「税額」は、税額を意味する。

(34) 「税額」は、税額を意味する。

(35) 「税額」は、税額を意味する。

(36) 「税額」は、税額を意味する。

(37) 「税額」は、税額を意味する。

(5) なわれる事業と実質的に関連を有しているときは、(2)の規定は、適用しない。この場合には、第八条の規定が適用される。

(6) 使用料は、その支払者が一方の締約国又はその地方政府、地方公共団体若しくは居住者である場合には、その締約国内で生じたものとされる。ただし、使用料の支払者（一方の締約国）の居住者であるかどうかを問わない（が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、その使用料を支払うべき債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、その使用料を当該恒久的施設が負担するときは、その使用料は、当該恒久的施設が存在する締約国内で生じたものとする。）。

(7) 一方の締約国の法令の規定であつて、法人が支払う使用料につき当該法人の課税利得の算定上当該使用料を配当その他利得の分配であるとしてその損金算入を否認すべきことを定めているものは、他方の締約国の居住者に支払われる使用料については適用されない。この(6)の規定は、当該使用料を生じた権利又は財産が、善意の商業上の理由によらず主としてこの条の規定を利用するために設けられ又は譲渡されたものである場合には、適用しない。

(1) (1)、(2)及び(5)の規定は、文学上、美術上若しくは学術上の著作物（映画フィルムを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠若しくは模型、圖面又は秘密方式若しくは秘密工程の譲渡から生ずる収入についても、同様に、適用する。ただし、その収入に係る収益について第十四条(2)の規定が適用される場合は、この限りでない。

(2) 支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、支払われた使用料の金額が、その支払の原因となつた使用、権利關係又は情報を考慮する場合において、その関係がなかつたならば支払者及び受益者が合意するところの金額をこえる場合には、この条の規定についてのみられる金額をとることには、この条の規定は、その合意するとみられる金額についてのみ

第十四条

適用する。この場合には、支払われた金額のうち過分に対し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つたらえ、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

(4)

が、当該法人の株式の総数の少なくとも五
パーセントであること。

第十五各
方の締約國

(1) 一方の締約国の居住者が自由職業その他のこれに類する独立の活動に関して取得する所得に對しては、その者が自己の活動を遂行するために通常使用することができる固定的施設を他方の締約国内に有しない限り、当該一方の締約国に

第七章
の締約国

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員の資格で取得する報酬に対しても、当該他方の締約国において租税を課することができる。

(1) 第十七条、第十九条及び第二十条の規定を留保して、一方の締約国の方の居主者が勤務に關して、術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

(1) 第二十九条 第二十九条の規定を備
保して、一方の締約国の居住者が勤務に因して
取得する給料、賃金その他これらに類する報酬

第十九条

(2) に對しては、その勤務が他方の締約国内で行なわれない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内で行なわれる場合には、その勤務から生ずる報酬に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

(1) の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内で行なう勤務に關して取得する報酬に對しては、次のことを条件として、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

1

(b) 賦課年度を通じて合計百八十三日をこえない期間当該他方の締約国内に滞在し、
その報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われ、かつ、
(c) その報酬が当該他方の締約国内に雇用者の有する恒久的施設又は固定的施設によつて負担されないこと。

(3) (1) 及び(2)の規定にかかわらず、一方の締約国的企业が国際運輸に運用する船舶又は航空機において行なわれる勤務に關する報酬に對しては、その締約国において租税を課することができる。

第十七条
一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員の資格で取得する報酬に対しては、當該他方の締約国において租税を課することができる。

第十八条
第十九条
(1) 第二十二条(1)及び(2)の規定を留保して、一方の締約国の居住者に過去の勤務について支払われる退職年金その他これに類する報酬及び當該居住者に支払われる保険年金に対しては、當該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
(2) 「保険年金」とは、適正かつ十分な対価に応ずる給付を行なう義務に基づき、終身又は特定の若しくは確定することができる期間中、所定の時期において定期的に支払われる所定の金額をいう。

(1) 政府の職務の遂行として連合王国政府若しくは北部アイルランド政府又は連合王国の地方公共団体に提供された役務に関し、連合王国若しくは北部アイルランドの公共の基金又は連合王国の地方公共団体の基金から個人に支払われる報酬又は退職年金に対しては、連合王国においてのみ租税を課することができる。ただし、その個人が日本國の国民である場合及び永住の場合には、この限りでない。

(2) 政府の職務の遂行として日本国政府又は日本国地方公共団体に提供された役務に関し、同政府若しくは当該地方公共団体が個人に支払う報酬若しくは退職年金又は同政府若しくは当該地方公共団体が拠出した基金から個人に支払われる報酬若しくは退職年金に対しては、日本国においてのみ租税を課することができる。ただし、その個人が連合王国の国民である場合及び連合王国の通常の居住者である場合は、この限りでない。

(3) 公共団体が利得を得る目的で行なう營業又は事業に関連して提供された役務について支払う報酬又は退職年金については、適用しない。

第二十一条

もっぱら教育又は訓練を受けたため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者で現に他方の締約国の居住者であり、又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であったものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付に対しては、当該一方の締約国において租税を課されない。ただし、その給付が当該一方の締約国外から支払われるものであることを条件とする。

第二十二条

(1) 大学、学校その他の教育機関において教育を行なうため一方の締約国を訪れ、二年をこえない期間滞在する教授又は教員で、現に他方の締

約国の居住者であり、又は訪れる直前に他方の締約国の居住者であつたものは、その教育に関する限りで取得する報酬につき、当該一方の締約国において租税を免除される。

(2) 一方の締約国からの個人で、政府又は宗教、慈善、学術、文芸若しくは教育に関する団体から研究を主たる目的とする交付金、手当又は奨励金を受領する者として、二年をこえない期間他方の締約国内に一時的に滞在するものは、その交付金、手当又は奨励金につき、当該他方の締約国の租税を免除される。

第二十三条

(1) 一方の締約国の居住者の所得で、当該一方の締約国又は他方の締約国で生じ、かつ、これにつき前諸条に明文の規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

(2) 一方の締約国の居住者の所得でいずれの締約国にもその源泉がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

(3) この条の規定は、一方の締約国の居住者が他方の締約国内に有する恒久的施設に帰せられる所得に対する課税に影響を及ぼすものと解してはならない。

第二十四条

(1) 連合王国外の領域において納付される租税を連合王国の租税から控除することに関する連合王国の法令の現行の規定及びこれらの規定について今後行なわれる改正でこれらの規定の原則に影響を及ぼさないものに従い、その所得について納付される日本国の租税から控除する。その控除を行なうにあたり、その所得が、連合王国の居住者である法人がその議決権のある株式又はその発行した全株式の少なくとも二十五パーセントを所有する日本国の居住者である法人に対して支払う配当である場合には、連合王国の法人がその利得について納付する連合王国の租税を考慮に入れるものとする。

(3) (1)及び(2)の規定の適用上、一方の締約国の居住者が取得する所得、利得及び譲渡収益、この条約に従つて他方の締約国において租税を課すことができるものは、当該他方の締約国内の源泉から生じたものとされる。

第二十五条

課税譲渡収益につき、日本国法令に基づき、かつ、この条約に従つて直接に又は源泉徴収によつて納付される日本国租税(配当)については、配当の支払の基準となつた利得について納付される租税を除く。は、その算

定の基礎となつた当該利得、所得又は課税譲渡収益について算定される連合王国の租税から控除する。

(b) 日本国の居住者である法人が、その議決権の少なくとも二十五パーセントを直接又は間接に支配する連合王国の居住者である法人に支払う配当に関する連合王国の居住者である法人にあたり、(a)の規定に基づいて控除される日本国租税のほかに、当該日本国居住者が当該配当の支払の基準となつた利得の法人が当該配当の支払の基準となつた利得について納付する日本国租税を考慮に入れるものとする。

第二十六条

(1) 一方の締約国の居住者は、一方又は双方の締約国の措置によつてこの条約に適合しない課税を受け又は受けるに至ると認める場合には、両締約国の法令で定める救済手段とは別に、自分が居住者である締約国の権限のある当局に対し、その事案について申立てをすることができる。

(5) この条において「租税」とは、すべての種類の税をいう。

第二十七条

(1) 一方の締約国は、他方の締約国において同様の状況にある当該他方の締約国の人々が課されており又は課されることがある租税又はこれに関連する要件以外の又はこれに課されるものも重い租税又はこれに関連する要件を課さざることはない。

(2) その申立てが正当であると認められ、かつ、その権限のある当局が適切な解決を与えることができない場合には、その権限のある当局は、この条約に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によつてその事案を解決するように努めるものとする。

(3) 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に關して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するよう努めるものとする。

(4) 両締約国の権限のある当局は、(2)及び(3)により合意に達するため、直接相互に通信することができる。

第二十七条

両締約国の権限のある当局は、この条約を実施するため、又はこの条約が適用される租税に關して詐欺を防止し、若しくは脱法に対処することを目的とする法規を実施するために必要な情報（それぞれの国の税法に基づき行政の通常の運営において入手することができるもの）を交換するものとする。このようにして交換された情報は、秘密として取り扱わなければならない。ただし、この条約が適用される租税の賦課若しくは徵収又はそれを開示することができる。營業上、事業上、産業上若しくは職業上の秘密又は取引の過程を明らかにするような情報は、交換されないものとする。

第二十八条

(1) この条約は、連合王国が国際関係について責任を負う地域で、この条約が適用される租税と実質的に類似の租税を課するものに対し、そのまま又は修正を加えて適用することができる。

その適用は、外交上の経路を通じる公文の交換その他両締約国の憲法上の手続に適合した方法によつて両締約国との間で約定される日から、約定される修正及び条件（終了に關する条件を含む。）に従つて効力を生ずる。

(2) この条の規定に基づいてこの条約が適用された地域に対するこの条約の適用は、この条約が終了するときは、両締約国が別段の合意をしない限り、終了するものとする。

第二十九条

(1) この条約は、批准されなければならない。批

准書は、できる限りすみやかにロンドンで交換されるものとする。

(2) この条約は、批准書の交換の日の後三十日の期間が満了した時に効力を生じ、かつ、次のものについて適用する。

(a) 連合王国においては、

(i) この条約が効力を生ずる年の四月六日以後に開始する各賦課年度分の所得税（附加税を含む。）及び譲渡収益税

(ii) この条約が効力を生ずる年の四月一日以後に開始する各財政年度分の法人税

(b) 日本国においては、

(i) この条約が効力を生ずる年の一月一日以後に開始する各課税年度分の所得

(ii) この条約が効力を生ずる年の四月一日以後に開始する各財政年度分の法人税

以上の証拠として、下名は、このために正當に委任を受け、この条約に署名した。
 (a) 一千九百六十九年二月十日に東京で、ひとしく日本国においては、
 文ある日本語及び英語により本書二通を作成した。
 (b) 一千九百六十九年二月十日に東京で、ひとしく日本国においては、
 文ある日本語及び英語により本書二通を作成した。
 (c) 一千九百六十九年二月十日に東京で、ひとしく日本国においては、
 文ある日本語及び英語により本書二通を作成した。

税を含む。)及び譲渡収益税
 その後の通告が行なわれた年の翌年の四月一日以後に開始する各賦課年度分の法人税

日本国においては、
 その通告が行なわれた年の翌年の四月一日以後に開始する各賦課年度分の所得

協定第一条(1)(a)中次の改正を行なう。
 「一千九百二十二年のインド所得税法(一千九百二十二年の第十一号)」を「一千九百六十一年の所得税法(一千九百六十一年の第四十三号)」に改める。

協定第一条
 次のとおり協定した。

1 千九百六十年一月五日にニュー・デリーで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とインドとの間の協定を修正補足するることを希望して、

協定第一条(1)(b)中次の改正を行なう。

「一千九百二十二年のインド所得税法(一千九百二十二年の第十一号)」を「一千九百六十一年の所得税法(一千九百六十一年の第四十三号)」に改める。

協定第二条
 第二条

「附加税」を削る。

「(以下「インドの租税」という。)」の前に「並びに一千九百六十四年の法人超過利潤税法(一千九百六十四年の第七号)」に基づいて課される超過利潤税」を加える。

協定第二条(1)(i)の次に次のように加える。

一方の締約国の企業は、営業又は事業におけるもっぱら準備的又は補助的な活動としての広告、情報の提供又は科学的調査を行なう所を保有する場合には、他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされることはない。

こののみを目的として事業を行なう一定の場所によるものとされる。

協定第三条(4)の次に次のように加える。

(4A) 一方の締約国の企業が他方の締約国からの輸出を目的として行なう単なる商品の購入に限られる活動によつては、いかなる利得も、

当該一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に帰せられることはない。

協定第三条(4)の次に次のように加える。

(4B) 一方の締約国とインドとの間の協定を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とインドとの間の協定を修正補足する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるの件

九百一十二条の第十一号)第四十四条のA及び

第四十四条のB」を「この協定を修正補足する議定書の署名の日に有効である千九百六十一年の所得税法(千九百六十一年の第四十三号)第百七十二条」に、「この協定の署名の日に有効である前記の所得税法第四十四条のC」を「同議定書の署名の日に有効である前記の所得税法第百七十二条」に改める。

第五条

協定第十条(a)の初めに「第三条(A)の規定を留保して、」を加える。

第六条

協定第十二条(b)を次のように改める。

(b) (a)の控除の適用上、インドの経済開発を促進するための特別の奨励措置であつてこの協定を修正補足する議定書の署名の日に実施されているもの又は現行の措置の修正若しくはこれへの追加としてインドの租税に関する法令に将来導入されることがあるものに従つて軽減又は免除が行なわれなかつたと仮定した場合に支払われるべきインドの租税の額は、納税者によつて納付されたものとみなす。ただし、両締約国の政府が前記の措置により納稅者に与えられる特典の範囲について合意を行なうことを条件とする。

第七条

千九百六十年一月五日にニュー・デリーで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とインドとの間の協定の不可分の一部をなす議定書は、廃止する。

千九百六十九年四月八日にニュー・デリーで、英語により本書一通を作成した。

日本国政府のために

法眼普作

1 この議定書は、批准されなければならぬ。批准書は、できる限りすみやかに東京で交換されるものとする。

2 この議定書は、批准書の交換の日の後三十日以内に効力を生じ、かつ、

(1) インドにおいては、千九百六十七年四月一日以後に開始する各賦課年度について、

(ii) 日本国においては、千九百六十六年一月一日以後に開始する各課税年度について、

適用するものとする。

3 この議定書は、協定が有効である限り効力を有する。ただし、第四条の規定は、協定が有効である限り、この議定書の適用が開始する日から五年の期間中適用される。この期間の満了にあたり、両締約国の政府は、この期間を合意によって延長するため相互に協議する。

これら四件は、いざれも、第六十五回国会で審議未了となり、今国会に再提出されたものであります。

〔賛成者起立〕

このうち、オーストラリアとの協定及びイタリアとの条約は新たに締結しようとするものであり、一方、イギリスとの条約は、現行条約に全面

定書に署名した。

的改正を加えたものでありまして、いずれも、相手国にある支店等の恒久的施設を通じて事業を行なう場合の利得に対する相手国の課税基準、船舶、航空機の運用利得に対する課税免除並びに配当、利子及び使用料に対する課税軽減等について定めるとともに、二重課税を排除する方法について規定したものであります。

また、インドとの協定の修正補足議定書は、現行協定を改め、事業所得の課税関係を一そら明確にし、船舶所得に対する課税を一そら軽減すること等を内容とするものであります。

インド政府のために

P・C・セティ

委員会における審議の詳細は会議録によって御承知願います。

○長谷川仁君 ただいま議題となりました二重課税の回避のためのオーストラリアとの協定、イタリアとの条約、イギリスとの条約及びインドとの

協定の修正補足議定書につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げます。

○長谷川仁君 たゞいま議題となりました二重課税の回避のためのオーストラリアとの協定、イタリアとの条約、イギリスとの条約及びインドとの

協定の修正補足議定書につきまして、別に討論もなく、採決の結果、四件はいざれも全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

四件全部を問題に供します。四件を承認する」とに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、四件は承認することに決しました。

○議長(重宗雄三君) 日程第六、利率等の表示の年利建て移行に関する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長栗原祐幸君。

審査報告書

利率等の表示の年利建て移行に関する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十五年三月十二日

大蔵委員長 栗原 祐幸
参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、利率等を日歩建てで表示している法律の規定について、国民的能率の向上に資するとともに、国際慣行にそつた表示方式をとのえるため、年利建ての表示に改めるものであつて、妥当な措置と認める。

本法施行のため、別に費用を要しない。

利率等の表示の年利建て移行に関する法律案
右
国会に提出する。
昭和四十五年二月二十三日
内閣総理大臣 佐藤 繁作

利率等の表示の年利建て移行に関する法律案

利率等の表示の年利建て移行に関する法律案
(相続税法の一部改正)

第一条 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第一項中「当該税額百円につき一日二錢」を「の日数に応じ、その金額に年七・三ペーセント」に改める。

第五十二条第一項中「当該税額百円につき一日二錢」を「年七・三ペーセント」に改める。

第五十二条第一項中「百円につき一日二錢の割合」を「年七・三ペーセント」に、「百円につき一日一錢五厘の割合」を「年五・四七五バーセント」に改める。

第五十二条第一項中「百円につき一日二錢の割合」を「年七・三ペーセント」に、「百円につき一日一錢五厘の割合」を「年五・四七五バーセント」に改める。

第五十二条第一項中「百円につき一日二錢の割合」を「年七・三ペーセント」に、「百円につき一日一錢五厘の割合」を「年五・四七五バーセント」に改める。

(地方交付税法の一部改正)

第二条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条第五項中「に応じ、百円について一日三錢」を「の日数に応じ、年十・九五ペーセント」に改める。

(地方税法の一部改正)

第三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第十五条の九第一項及び第三項中「百円につき一日四錢」を「年十四・六ペーセント」に改める。

第十七条の四第一項中「に応じ、その金額百円につき一日二錢」を「の日数に応じ、その金額に年七・三ペーセント」に改める。

第五十六条第二項、第七十二条の四十四第二項、第三百二十一條の二第二項、第三百二十一項、第三百二十二項、第三百六十八條第二項、第五百三十四条第二項及び第六百九十九條の十九第二項中「に応じ、当該不足税額百円について一日四錢」を「の日数に応じ、年十四・六ペーセント」に改める。

第七十四条の五第一項及び第四百六十九條第一項中「に応じ、当該税額百円について一日二錢」を「の日数に応じ、年七・三ペーセント」に改める。

第七十五条第二項、第一百一十五条第二項、第二百七十七条第二項、第三百二十八條の十第二項、第四百九十七条第二項、第五百六十五条第二項、第六百八十七条第二項、第七百条の三十一第一項、第五百四条第一項、第五百六十二条第一項、第五百九十条第一項、第七百条の三十二第一項、第七百一条の十一第一項及び第七百二十二条第一項、第七百一条の十第二項及び第七百二十三条第一項中「に応じ、当該金額百円について一日四錢」を「の日数に応じ、年十四・六ペーセント」に、「一日二錢」を「年七・三ペーセント」に改める。

第七百二十三条第一項中「に応じ、当該金額百円について一日四錢」を「の日数に応じ、年十・九五ペーセント」に改める。

(土地收用法の一部改正)

第四条 土地收用法(昭和二十六年法律第二百十

七十二条の四十五第一項、第七十二条の五第一項、第七十三条の三十二第一項、第一百六十三条第一項及び第二项、第一百九十六条第一項、第二百四十九条第一項、第三百二十八条第一项、第二百四十九条第一项、第一百九十六条第一项、第三百六十九条第一项、第四百五十五条第一項、第五百三十五条第一項並びに第六百九十九条の二十第一項中「に応じ、当該税額百円について一日四錢」を「の日数に応じ、年十四・六ペーセント」に、「一日二錢」を「年七・三ペーセント」に改める。

第六百九十九条の二十第一項中「に応じ、当該税額百円について一日四錢」を「の日数に応じ、年十四・六ペーセント」に、「一日二錢」を「年七・三ペーセント」に改める。

九号) の一部を次のよう改める。

第九条の三第二項中「につき」を「の日数につき」に、「百円につき一日五銭」を「年十八・二五ペーセント」に、「百円につき一日三銭」を「年十一ペーセント」に、「百円につき一日一銭七厘」を「年六・二五ペーセント」に改める。

第九条の四中「百円につき一日五銭」を「の額につき年十八・二五ペーセント」に、「期間について」を「期間の日数に応じて」に改める。

(農地法の一部改正)

第五条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改める。

第四十一条中「五分五厘」を「五・五ペーセント」に改める。

第四十三条第二項中「百円につき一日四銭」を「につき年十四・五ペーセント」に改める。
(外航船建造融資利子補給臨時措置法の一部改正)

第六条 外航船建造融資利子補給臨時措置法(昭和二十八年法律第一号)の一部を次のように改める。

第五条第二項中「五分五厘」を「五・五ペー

セント」に、「六分」を「六ペーセント」に改め る。

第十三条中「百円につき一日四銭」を「につき年十四・五ペーセント」に改める。

(国税法の一部改正)

第七条 国税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改める。

第十二条第一項中「百円につき一日二銭」を「年七・三ペーセント」に、「百円につき一日四銭」を「に年十四・六ペーセント」に改める。

(第十三条第二項中「期間」を「期間の日数」に改める。)

第五条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改める。

第六十条第一項中「百円につき一日二銭」を「に年七・三ペーセント」に改める。

(土地区画整理法の一部改正)

第八条 土地区画整理法(昭和二十九年法律第一百十九号)の一部を次のように改める。

第百十条第四項中「百円につき一日三銭」を「につき年十一・二五ペーセント」に改める。

(農業改良資金助成法の一部改正)

第十一条 農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第二百二号)の一部を次のように改める。

第十八条 準備預金制度に関する法律(昭和三十年法律第二百三十五号)の一部を次のように改める。

(準備預金制度に関する法律の一部改正)

第五条第一項及び第二項中「百円につき一年七・三ペーセント」に改める。

第六十条第一項中「百円につき一日二銭」を「に年七・三ペーセント」に改める。

第十九条第一項及び第二項中「百円につき一日三銭」を「につき年十・九五ペーセント」に改める。

(農業改良資金助成法の一部改正)

第十一条 農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第二百二号)の一部を次のように改める。

第十八条 準備預金制度に関する法律(昭和三十年法律第二百三十五号)の一部を次のように改める。

(国税通則法の一部改正)

第十四条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改める。

第五十八条第一項中「に応じ、その金額百円につき一日二銭」を「の日数に応じ、その金額につき一日二銭」に改める。

(国税通則法の一部改正)

第六十条第二項中「に応じ、その未納の税額百円につき一日四銭」を「の日数に応じ、その未納の税額に年十四・六ペーセント」に、「百円につき一日二銭」を「に年七・三ペーセント」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第十二条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改める。

第四十一条の十第六項中「の期間に応じ、税

(第四十一条の十第六項中「の期間に応じ、税

<p>に改める。</p> <p>(所得税法の一部改正)</p> <p>第十五条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第一百三十一条第三項中「について、その延納の期間に応じ、税額百円につき一日二銭の割合で」を「の額に、その延納の期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて」に改める。</p> <p>第一百三十六条第一項中「税額百円につき一日二銭の割合で」を「年七・三パーセントの割合を乗じて」に改める。</p> <p>(法人税法の一部改正)</p> <p>第十六条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第七十五条第七項及び第七十八条第三項中「について」を「の額に」に、「に応じ、税額百円につき一日二銭の割合で」を「の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて」に改める。</p> <p>(都市再開発法の一部改正)</p> <p>第十七条 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第九十一条第一項中「年六分」を「年六パーセント」に改め、同条第二項中「完了する日までの日数に応じ年十四・五パーセント」に改める。</p> <p>第一百六条第三項中「百円につき一日四銭」を</p>	<p>「年十四・五パーセント」に改める。</p> <p>(健康保険法等の一部改正)</p> <p>第十八条 次に掲げる法律の規定中「百円二付一日四銭」を「二付年十四・六パーセント」に改める。</p> <p>一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第十二条第四項</p> <p>二 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)</p> <p>三 労働者災害補償保険法等の一部改正</p> <p>第十九条 次に掲げる法律の規定中「百円につき一日四銭」を「につき年十四・六パーセント」に改める。</p> <p>一 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第三十二条第一項</p> <p>二 失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)第三十六条第一項</p> <p>三 日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)第三十五条第一項</p> <p>四 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第三十条第三項</p> <p>五 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十号)第八十七条第一項</p> <p>六 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)第五十七条第二項</p> <p>七 国民年金法(昭和三十四年法律第二百四十一号)第九十七条第一項</p> <p>八 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第二百九十五号)第七十二条</p>	<p>「年十四・五パーセント」に改める。</p> <p>(港湾労働法の一部改正)</p> <p>第十九条 労働保険の保険料の徴収等に關する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第二十七条第一項</p> <p>二十 労働保険法(昭和三十九年法律第二百六十七号)第三十二条第五項</p> <p>(農業災害補償法等の一部改正)</p> <p>第二十条 次に掲げる法律の規定中「百円につき一日三銭」を「につき年十・七五パーセント」に改める。</p> <p>一 農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)第八十七条の二第七項</p> <p>二 中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一一年法律第二百五十五号)第九条</p> <p>三 土地改良法等の一部改正</p> <p>第二十一条 次に掲げる法律の規定中「百円につき一日四銭」を「につき年十四・五パーセント」に改める。</p> <p>一 土地改良法(昭和二十四年法律第二百五十五号)第九十条の二第五項</p> <p>二 鉱業法(昭和十五年法律第二百八十九号)第一百八十九条の二第四項</p> <p>三 石油及び可燃性天然ガス資源開発法(昭和二十七年法律第二百六十二号)第二十二条</p> <p>四 臨時石炭鉱害復旧法(昭和二十七年法律第二百九十五号)第七十二条</p> <p>五 公衆電気通信法(昭和二十八年法律第二百九十七号)第七十九条</p>
---	---	---

十五条第二項

三 特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第三十六条第二項

四 自然公園法（昭和三十二年法律第一百六十一号）第三十七条第二項

五 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三十八条第二項

六 特定港湾施設整備特別措置法（昭和三十四年法律第六十七号）第五条第二項

七 都市計画法（昭和四十三年法律第一百号）第七十五条第四項

八 都市再開発法附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律（昭和三十六年法律第一百九号）第四十七条第五項

官報（外）

（公衆衛生修学資金貸与法等の一部改正）

第二十三条 次に掲げる法律の規定中「期間」を

「期間の日数」に、「百円につき一日四銭」を「につき年十四・五ペーセント」に改める。

一 公衆衛生修学資金貸与法（昭和三十二年法律第六十五号）第十二条

二 婦女官修学資金貸与法（昭和三十六年法律第二十三条）第十二条

（中小企業退職金共済法等の一部改正）

二十四条 次に掲げる法律の規定中「百円につき一日六銭」を「につき年十四・六ペーセント」に改める。

一 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第一百六十号）第二十条第二項

二 社会福祉施設職員退職手当共済法（昭和三十六年法律第一百五十五号）第十七条第二項

三 小規模企業共済法（昭和四十年法律第二百一号）第十九条第二項

（年当たりの割合の基礎となる日数）

第二十五条 前各条の規定による改正後の法律の規定（他の法令の規定において準用する場合を含む。）に定める延滞税、利子税、還付加算金、延滞金、加算金、過怠金、違約金、割増金、納付金及び延滞利息その他政令で指定することらに類するものの額の計算につきこれらの法律の規定その他法令の規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(土地収用法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 土地収用法第九十条の三第二項及び第九十条の四（これらの規定を同法第二百三十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに農地法施行法（昭和二十七年法律第二百三十号）第十四条第二項において準用する場合を含む。)並びに農地法施行法（昭和二十二年法律第二百三十九号）第十三条第二項及び第六十九条第三項、第六十八条第二項及び第六十九条第四項（同法第七十条第二項において準用する場合を含む。）並びに農地法施行法（昭和二十二年法律第二百三十号）第十四条第二項において準用する場合を含む。)一 農地法第四十三条第二項（同法第六十七条第三項、第六十八条第二項及び第六十九条第四項）
二 農業災害補償法第八十七条の二第七項（同法第二百三十二条において準用する場合を含む。）
三 鉱業法第二百八十九条の二第四項
四 石油及び可燃性天然ガス資源開発法第二十二条
五 臨時石炭鉱害復旧法第七十二条
六 石炭鉱業合理化臨時措置法第四十条
七 森林開発公團法第二十六条第六項
八 水資源開発公團法第三十二条第五項
九 金属鉱物探鉱促進事業団法第二十条の九第五項
五項

第三条 第五条、第八条、第二十二条及び第二十一条

二条の規定による改正後の次に掲げる法律の規定は、施行日以後に発せられる督促状によりその計算の基礎となる滞納額の納付期限が指定されるこれらの規定に規定する延滞金の額の計算について適用し、施行日前に発せられた当該督促状に係る延滞金の額の計算については、なお従前の例による。ただし、施行日において現に改正後の第二号、第五号又は第六号に掲げる規定に規定する割合をこえる割合が定款又は条例により定められている場合には、施行日から一年間は、そのこえる割合により当該計算を行なうこと妨げない。

一 外航船舶建造融資利子補給臨時措置法等の一部改正に伴う経過措置

第四条 第六条、第二十条及び第二十二条の規定による改正後の次に掲げる法律の規定は、施行日の前日以後に到来するこれらの規定に規定する納期限に係る延滞金の額の計算について適用し、同日前に到来した当該納期限に係る延滞金の額の計算については、なお従前の例による。

ただし、施行日において現に改正後の第二号に掲げる規定に規定する割合をこえる割合が定款により定められている場合には、施行日から一年間は、そのこえる割合により当該計算を行なうこと妨げない。

一 外航船舶建造融資利子補給臨時措置法第十一条

二 農業災害補償法第八十七条の二第七項（同法第二百三十二条において準用する場合を含む。）

三 鉱業法第二百八十九条の二第四項
四 石油及び可燃性天然ガス資源開発法第二十二条五 臨時石炭鉱害復旧法第七十二条
六 石炭鉱業合理化臨時措置法第四十条
七 森林開発公團法第二十六条第六項
八 水資源開発公團法第三十二条第五項
九 金属鉱物探鉱促進事業団法第二十条の九第五項
五項（農地法等の一部改正に伴う経過措置）
法律第四十七条第五項

十一 石炭鉱業再建整備臨時措置法第八条

十二 特定織維工業構造改善臨時措置法第四十

六条第五項

十三 水資源開発公団法の一部を改正する法律
附則第十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧愛知用水公団法第二

十五条第七項

(農業改良資金助成法等の一部改正に伴う経過措置)

第五条 次に掲げる法律の規定に規定する違約金で施行日前に締結された契約による貸付金に係るものとの額の計算については、なお従前の例による。

一 農業改良資金助成法第十二条

二 中小企業近代化資金等助成法第九条

経過措置)

第六条 準備預金制度に関する法律第八条第一項

の規定により納付すべき金額でその計算の基礎となる月の末日が施行日前に到来したものの計算については、なお従前の例による。

(公衆衛生修学資金貸与法等の一部改正に伴う経過措置)

第七条 次に掲げる法律の規定に規定する延滞利息の全部又は一部で施行日前の期間に対応するものの額の計算については、なお従前の例による。

一 公衆衛生修学資金貸与法第十二条

二 優良医官修学資金貸与法第十二条

〔栗原祐幸君登壇、拍手〕

○栗原祐幸君 たゞいま議題となりました法律案は、現在日歩建てで表示している五十八の法律の規定を一括して年利建て表示に改めようとするもの

であります。

この年利建て移行にあたっては、原則として、

○・二五%刻みの数値で調整することとしており

ますが、その際生じる端数部分については、国民負担の軽減をはかるよう調整しております。

なお、税、社会保障関係等は、現行の日歩建て

の利率等を、そのまま三百六十五倍した数値で表

示することとしております。

委員会におきましては、参考人として佐々木日

本銀行総裁から意見を聴取することも、政府に

対し質疑を行ないましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつ

て、本案は全会一致をもつて可決せられました。

第七十二条中「第八百十一条第三項」を「第八百十二条第六項」に改める。

○議長(重宗雄三君) 日程第七、戸籍法の一部改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長小平芳平君。

〔審査報告書は都合により第九号末尾に掲載〕

戸籍法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

戸籍法の一部を改正する法律案

昭和四十五年三月十一日

内閣總理大臣 佐藤 栄作

右

内閣總理大臣 佐藤 栄作

戸籍法の一部を改正する法律案

戸籍法の一部を改正する法律案

戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一

部を次のように改正する。

第五十一条中「外國又は命令で定める地域で出生があつた場合を除いては」を削り、「しなければならない」を「することができる」に改め、ただし書を削り、同条に次の二項を加える。

汽船その他の交通機関(船舶を除く。以下同じ。)の中で出生があつたときは母がその交通機関から降りた地で、航海日誌を備えない船舶の中でも死産があつたときはその船舶が最初に入港した地

死亡地が明らかでないときは死体が最初に発見された地で、汽車その他の交通機関から降ろした地で、航海日誌を備えない船舶の中で死があつたときはその船舶が最初に入港した地で、死亡の届出をできることがあります。

死亡地が明らかでないときは死体が最初に発見された地で、汽船その他の交通機関から降ろした地で、汽船その他の交通機関の中でも死があつたときはその船舶が最初に入港した地で、死亡の届出をできることがあります。

の市町村長に死産の届出をするとことができ
る。

(墓地、埋葬等に関する法律の一部改正)

3 墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法
律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第五条から第七条までを次のように改める。

第五条 埋葬、火葬又は改葬を行なうとする
者は、厚生省令で定めるところにより、市町
村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の許
可を受けなければならない。

2 前項の許可は、埋葬及び火葬に係るものに
あつては死亡若しくは死産の届出を受理し、
死亡の報告若しくは死産の通知を受け、又は
船舶の船長から死亡若しくは死産に係する航
海日誌の謄本の送付を受けた市町村長が、改
葬に係るものにあつては死体又は焼骨の現に
存する地の市町村長が行なうものとする。

第六条及び第七条 削除

第八条第一項中「第三条から第七条ま
で、」を「第三条、第四条、第五条第一項又は」
に改める。

(墓地、埋葬等に関する法律の一部改正に伴う
経過措置)

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の
適用については、なお従前の例による。

(死体解剖保存法の一部改正)

5 死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四
号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「第八条第一項」を「第八条」
に改める。

〔小平芳平君登壇、拍手〕

○小平芳平君 ただいま議題となりました戸籍法
の一部を改正する法律案について、法務委員会に
おける審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、現行戸籍法において、出生及び死
亡の届け出は事件発生地においてすべきものと限
定されているものを、届出人の便益をはかり、事
件本人の本籍地または届出人の所在地とするもの
とするほか、事件発生地でもあることができるよ
うに改めるものであります。

また、これに伴い、死産の届け出に係する規程
及び墓地、埋葬等に関する法律等の一部について
も、附則において、戸籍法の改正と同趣旨の整理
をしようとするものであります。

委員会におきましては、出生及び死亡の届出地
に係する法制の継続、事変による死亡の取り扱
い、死産の届け出の場所等について熱心な質疑が
ありましたが、その詳細は会議録に譲ることとい
たします。

質疑を終わり、討論、採決の結果、本法律案は
全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決
定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、こ
れより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君
の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつ
て、本案は全会一致をもって可決せられまし
た。

○議長(重宗雄三君) 日程第八、港則法の一部を
改正する法律案(内閣提出)。

日程第九、地方自治法第二百五十六条第六項の規
定に基づき、海運局の支局の設置に関し承認を求
めるの件。

以上両件を一括して議題とすることに御異議な
い旨を承諾せん。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。
よらず、委員長の報告を求めます。運輸委員長温
水三郎君。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

国会に提出する。

昭和四十五年一月二十四日 内閣総理大臣 佐藤 栄作

港則法の一部を改正する法律案

右

昭和四十五年二月二十四日 国会に提出する。

内閣総理大臣 佐藤 栄作

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基

づき、海運局の支局の設置に關し承認を求

めるの件

運輸省設置法第四十三条の規定により、関東海
運局鹿島支局を設置する必要があるので、別紙の
とおりその設置について、地方自治法第百五十六
条第六項の規定に基づき、国会の承認を求める。

別紙

名	称	位	置
関東海運局鹿島支局	茨城県鹿島郡神栖町		

ます。

また、地方自治法第百五十六条第六項の規定に

基づき、海運局の設置に關し承認を求める

の件は、鹿島港における海事行政の円滑な運営を
確保するため、同港に関東海運局鹿島支局を設置
することについて国会の承認を求めようとするも
のであります。

委員会におきましては、兩案件を一括して審査
いたしましたが、港内における海上保安体制等に
關する質疑を終了し、別に討論もなく、採決の結

果、それぞれ全会一致をもつて、前者については
原案どおり可決すべきものと決定し、後者につい
ては原案どおり承認すべきものと決定いたしまし
た。

〔温水三郎君登壇、拍手〕

○温水三郎君　ただいま議題となりました港則法

の一部を改正する法律案は、鹿島、内浦、合津及

び喜入の各港における港湾施設の整備に伴う船舶

交通のふくそく等の状況にかんがみ、これらの港

を港則法の適用港に追加しようとするものであり

す。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君)　總員起立と認めます。よつ
て、本案は全会一致をもつて可決せられました。

〔審査報告書は都合により第九号末尾に掲

て、本案は全会一致をもつて可決せられました。

○議長(重宗雄三君)　總員起立と認めます。よつ

て、本案は全会一致をもつて可決せられました。

〔審査報告書は都合により第九号末尾に掲

載〕

○議長(重宗雄三君)　次に、地方自治法第百五十
六条第六項の規定に基づき、海運局の支局の設置
に關し承認を求めるの件を問題に供します。本件

を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(重宗雄三君)　總員起立と認めます。よつ

て、本件は全会一致をもつて承認することに決し
ました。

首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備の

ための国の財政上の特別措置に関する法律の

一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十五年三月十二日

衆議院議長　船田　中

参議院議長　重宗　雄三殿

港則法の一部を改正する法律案外一件　首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

港則法の一部を改正する法律案外一件　首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

一五一

に対する国の負担割合の特例について、財政上の

特別措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、中部圏の整備計画等の

実施のための事業計画の策定等について質疑があ
りましたが、その詳細は会議録によって御承知願
います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、別に
発言もなく、採決の結果、本案は全会一致をもつ
て原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)
○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、こ
れより採決をいたします。
本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君
の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつ
て、本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第十一、日本放送協会

昭和四十二年度財産目録、貸借対照表及び損益計

算書並びにこれに関する説明書を議題といたしま

す。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長近

藤信一君。

本件は、放送法第四十条第三項の規定に基づ

き国会に提出されたものであり、昭和四十二年

度の決算額は次の通りである。

資産総額 千六十五億四千七百万円

負債総額 三百五十億四千八百万円

資本総額 七百十四億九千九百萬円

事業収入 七百八十八億二百万円

事業支出 七百十三億四千五百万円

資本支出充当 六十五億八千万円

当期剰余金 八億七千七百万円

右
昭和四十四年一月二十六日
国会に提出する。

本件について收支予算、事業計画等が適正か

日本放送協会昭和四十二年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

た。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十五年三月十七日

内閣総理大臣殿

通信委員長 近藤 信一
会計検査院長 山崎 高圓

日本放送協会昭和四十二事業年度貸借対照表等の回付について

明書の検査を了したのでこれを回付する。

なお、検査の結果記述すべき意見はない。

つ効率的に執行されたかどうか、さらに日本放
送協会の運営全般につき慎重に審査を行なつた
結果、これを是認すべきものと認めた。

昭和四十五年三月十八日 參議院会議録第六号
日本放送協会昭和四十二年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

一 昭和四十二年度財産目録

科 目		内 摘	要 計	金額	合計
(資産の部)	現 金 預 金				
流動資産	現 金	現 金	現 金	八,四〇六,三七一,七六一	八,四〇六,三七一,七六一
受信料未収金	現 金	現 金	現 金	二,二五三,四三九,〇三〇	二,二五三,四三九,〇三〇
前払費用	銀行預金	銀行預金	銀行預金	一,一五八,二四〇	一,一五八,二四〇
その他流動資産	郵便振替	郵便振替	郵便振替	八,七〇五,三五九	八,七〇五,三五九
前払費用	小口現金を含む	小口現金を含む	小口現金を含む	一一,四三九,〇三〇	一一,四三九,〇三〇
未収金	受信料未収金	受信料未収金	受信料未収金	一〇六四,二三三,一五一	一〇六四,二三三,一五一
差入保証金	受信改善業務用	受信改善業務用	受信改善業務用	四,四八三,四二一	四,四八三,四二一
差入保証有価証券	財物	財物	財物	△	△
保管有価証券	受信障害防止器	受信障害防止器	受信障害防止器	一,〇六八,七五七,五三〇	一,〇六八,七五七,五三〇
支払準備資産	立金利息ほか	立金利息ほか	立金利息ほか	一,三六,八三四,三三三	一,三六,八三四,三三三
自動車損害賠償金	放送債券償還積	放送債券償還積	放送債券償還積	一,三七五,一五二	一,三七五,一五二
支払準備金	建物貸借保証金	建物貸借保証金	建物貸借保証金	一,一五五,七五〇	一,一五五,七五〇
諸立替払金ほか	り有価証券預	り有価証券預	り有価証券預	九,七九〇,〇〇〇	九,七九〇,〇〇〇
差入保証有価証券	集金委託保証預	集金委託保証預	集金委託保証預	〇	〇
保管有価証券	△	△	△	△	△
支払準備資産	△	△	△	△	△
自動車損害賠償金	△	△	△	△	△
支払準備金	△	△	△	△	△
諸立替払金ほか	△	△	△	△	△

未 払 金		その他の流動資産	
受信料前受金	放送債券利息未払金ほか	翌年度分の受信料取納額	流动資産合計
その他の流動負債			
預り有価証券	前受収益	前受金	1,018,036,610
預り金	預り金	預り金	3,411,501,910
自動車損害賠償支払準備金	自動車損害賠償支払準備金	自動車損害賠償支払準備金	3,411,501,910
仮受金	仮受金	仮受金	3,411,501,910
建物減価償却引当金	建物減価償却引当金	建物減価償却引当金	4,9,603,156,839
構築物減価償却引当金	構築物減価償却引当金	構築物減価償却引当金	9,733,733,556
機械減価償却引当金	機械減価償却引当金	機械減価償却引当金	4,557,166,618
器具什器	器具什器	器具什器	1,115,763,378
土建設備仮勘定	土建設備仮勘定	土建設備仮勘定	3,53,863,039,039
無形固定資産	無形固定資産	無形固定資産	3,53,863,039,039
放送債券償還積立資産	放送債券償還積立資産	放送債券償還積立資産	3,53,863,039,039
特定期定資産	特定期定資産	特定期定資産	3,53,863,039,039
繰延勘定	繰延勘定	繰延勘定	3,53,863,039,039
前払費用	前払費用	前払費用	3,53,863,039,039
放送債券発行差金	放送債券発行差金	放送債券発行差金	3,53,863,039,039
緑延勘定合計	緑延勘定合計	緑延勘定合計	3,53,863,039,039
流动負債の部	流动負債の部	流动負債の部	3,53,863,039,039
未払短期借入金	未払短期借入金	未払短期借入金	3,53,863,039,039
未 払 金	未 払 金	未 払 金	3,53,863,039,039
前 扒 費 用	前 扒 費 用	前 扒 費 用	3,53,863,039,039
貯 藏 品	貯 藏 品	貯 藏 品	3,53,863,039,039
受信料未収金	受信料未収金	受信料未収金	3,53,863,039,039
現 金 預 金	現 金 預 金	現 金 預 金	3,53,863,039,039
流 动 资 产	(資 产 の 部)	(科 目)	昭和四十三年三月三十一日現在
二 昭和四十二年度貸借対照表	貸 借 対 照 表		
固 定 负 債	固 定 负 債		
長 期 借 入 金	長 期 借 入 金		
退職手当引当金	退職手当引当金		
負 債 合 計	負 債 合 計		
流 动 资 产	(資 产 の 部)	(科 目)	
現 金 預 金	現 金 預 金		
受信料未収金	受信料未収金		
未収受信料欠損引当金	△		
有 価 証 券	有 価 証 券		
前 扒 費 用	前 扒 費 用		
貯 藏 品	貯 藏 品		
未 払 金	未 払 金		

昭和四十五年三月十八日 参議院会議録第六号 日本放送協会昭和四十二年度財産年目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

一五六

受信料前受金	111,000,000
その他の流動負債	111,000,000
流动負債合計	111,000,000
固定負債	111,000,000
放送債券	111,000,000
長期借入金	111,000,000
退職手当引当金	111,000,000
固定負債合計	111,000,000
負債合計	111,000,000
(資本の部)	
資積立	111,000,000
当期資産充当金	111,000,000
当期剩余金	111,000,000
資本合計	111,000,000
負債資本合計	111,000,000

概要

四 昭和四十二年度財産目録 貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

昭和四十二年度は、三十七年度を起点とする第一次六か年計画の最終年度としての諸計画を積極的に推進し、テレビジョン・ラジオ両放送の全国普及と国民の要望するすぐれた放送の実施に努力するとともに、極力受信契約者の増加につとめ財政基盤の安定を図つた。

当年度末の財政状態を財産目録と貸借対照表でみると資産総額一、〇六五億四、七〇〇万円に対し、負債総額は三五〇億四、八〇五万円、資本の部における資本は五八〇億円、積立金は六〇億四、一七四万円、当期資産充当金六五億七、九七六万円、当期剩余金八億七、七四五万円である。

次に、損益計算書では事業収入七八八億一七六万円に対して事業支出は七一三億四、四五五万円、資本支出充当六五億七、九七六万円で差し引き当期剰余金は八億七、七四五万円である。

二 財産目録および貸借対照表

当年度末の資産総額は、前年度末の九八四億四、四三八万円に比べ八一億二六二万円増加し、一、〇六五億四、七〇〇万円となり、その内容は次表のとおりである。

(1) 資産の部

注二 受信料未収金

(単位
千円)

注三 有価証券

(単位
千円)

注四時藏品

(単位
千円)

注一 現金預金

(単位
千円)

合計	現金	摘要
	現金	摘要
二、三五、四三七	二、一八四、三五八	小口現金之存入
	八、七〇六	

注五 前払費用

(単位
千円)

昭和四十五年三月十八日 参議院会議録第六号 日本放送協会昭和四十二年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

一五八

区	分	金額	摘要	要
長期借入金利息	金	五百六十三		
その他の前払費用	金	九二三	外国雑誌購読料ほか	

注六 その他の流動資産

区	分	金額	摘要	要
未収保管有価証券	金	三三、七三	放送債券償還積立金利息ほか	
自動車損害賠償支払準備資産	金	二、七〇	建物賃借保証金ほか	
仮払金	金	九七〇	集金委託保証預り有価証券	
合計	金	一、三七、五四三	電信電話債券	
			諸立替払金ほか	

(単位 千円)

イ 固定資産

区	分	前年度末	当年度末	当年度減	当年度末	残高	減価償却額	計末残高	引当年度高
有形固定資産		三三、七六、七三	三四、九七、三七	五、四七、八	二、四一、七六、六	二、四一、七六、六	五、四七、八	二、四一、七六、六	二、四一、七六、六
建築構築物		四〇、〇一、九六	九九、三三、七七	三五、九〇	一、一〇、三三、三八	一、一〇、三三、三八	三五、九〇	一、一〇、三三、三八	一、一〇、三三、三八
機器器具		九、七一、九八	一、一〇、三三、三八	九、六〇、五	九、七三、七三、九	九、七三、七三、九	九、六〇、五	九、七三、七三、九	九、七三、七三、九
建設仮勘定		一、三七、六四	一、三七、六四	一、三七、六四	一、三七、六四	一、三七、六四	一、三七、六四	一、三七、六四	一、三七、六四
无形固定資産		一、三七、六四	一、三七、六四	一、三七、六四	一、三七、六四	一、三七、六四	一、三七、六四	一、三七、六四	一、三七、六四
合計		三三、七六、七三	三四、九七、三七	五、四七、八	二、四一、七六、六	二、四一、七六、六	五、四七、八	二、四一、七六、六	二、四一、七六、六

(単位 千円)

エ 繰延勘定

翌年度以降の費用に割当てられるもので、前年度末の一億五、〇五八万円に比べ、二、七〇五万円減少し、一億二、三五三万円となり、その内容は次表のとおりである。(単位 千円)

区	分	昭和四十一年度末	昭和四十一年度末	増減	昭和四十二年度末	昭和四十二年度末	増減
放送債券償還積立資産	前払費用	八、四二、六〇	三、一〇、三〇	減	三、二五、六〇	三、〇八、六〇	七、四二、三〇
放送債券発行差金	前払費用	三六、六一	六、八六	△	三、七九七	一、三七、五〇	△
合計	計	一五〇、五〇四	一三三、五〇四	△	一七〇、五〇四	一五七、五〇四	△

況は次表のとおりである。

(単位 千円)

(2) 負債の部

当年度末の負債総額は、前年度末の三四三億三、二四八万円に比べ、七億一、五五七万円増加し、三五〇億四、八〇五万円となり、その内容は次表のとおりである。(単位 千円)

区	分	昭和四十一年度末	昭和四十一年度末	増減
流动負債	金額	三、四四、五三	一〇〇・〇	減
固定負債	金額	一〇〇・〇	一〇〇・〇	増
合計	金額	三、四四、五三	一〇〇・〇	減

ア 流動負債

当年度末の流動負債は、前年度末の三四億四、〇四五万円に比べ、一三億五、三八八万円増加し、四七億九、四二三万円となり、その内容は次表のとおりである。

注一 当年度増加額のうち、建設、教育テレビ局の建設、放送会館の建設、放送設備の整備および局舎・宿舎の増改築を実施したためである。

(単位 千円)

区	分	昭和四十一年度末	昭和四十一年度末	増	減
合	計	未受信料前受金 二、三五七、七四〇	未払金 一、〇一八、〇九四	二、三九七、七四〇	一、〇一、五〇三
注一 未 払 金					
(単位 千円)					

区	分	金額	摘要	要
合	計	放送債券利息 三六一、五四八	回線専用料ほか諸経費 四四六、四四六	その他 三一〇、〇三一
注二 受信料前受金				
(単位 千円)				

区	分	金額	摘要	要
受信料前受金	合	三四二、五〇一	翌年度分の受信料収納額	
(単位 千円)				

注三 その他の流動負債

(単位 千円)

区	分	金額	摘要	要
合	計	前受預り金 一〇四三	部外技術協力費前受金 三二、六七	受信料前受金 一、五五三
預り金 預り有価証券 自動車損害賠償支払準備金 仮合		三二、六七 一、五五三 一九、五五〇 二六〇、一〇三	集金委託保証金ほか 集金委託保証金有価証券 自動車損害賠償保障法による積立金 源泉徴収所得税ほか	

当年度末の資本の部の総額は、前年度末の六四一億一、一九〇万円に比べ七三億八、七〇五万円増加し、七一四億九、八九五万円となり、その内容は次のとおりである。

ア 資 本

五八〇億円

(前年度末五〇〇億円に、積立金のうちすでに固定資産化したものに相当する額八〇億円を組み入れたものである。)

旧社団法人日本放送協会から承継した純資産

一億六、三三八万円

固定資産の再評価益を資本に組み入れた額

三〇億八、八五八万円

積立金から組み入れた固定資産充当金の累積額

五四七億四、八〇四万円

イ 固定負債

当年度末の固定負債は、前年度末の三〇八億九、一〇三万円に比べ六億三、八三一万円減少し、三〇一億五、三七二万円となり、その内容は次表のとおりである。

区	分	昭和四十一年度末	昭和四十一年度末	増	減
合	計	放送債券借入金 三、四六、四〇〇	退職手当引当金 二、一〇〇、〇〇〇	三、〇三、九〇〇	△
注 放送債券および長期借入金					
(単位 千円)					

区	分	昭和四十一年度末	昭和四十一年度	増	減	年 度 末
合	計	放送債券借入金 三、四六、四〇〇	放送債券借入金 二、一〇〇、〇〇〇	三、〇三、九〇〇	△	三、〇三、九〇〇
郵政省簡易保険局						

区	分	昭和四十一年度末	昭和四十一年度	増	減	年 度 末
合	計	放送債券借入金 三、四六、四〇〇	放送債券借入金 二、一〇〇、〇〇〇	三、〇三、九〇〇	△	三、〇三、九〇〇
郵政省簡易保険局						

(単位 千円)

イ 積 立 金
放送債券償還積立資産に対応する額 六〇億四、一七四万円

固定資産充当金
継越積立金

ウ 当期資産充当金
放送債券償還積立金繰入れ

放送債券償還金
長期借入金返還金

固定資産充当
エ 当期剰余金

二一億三、二六万円
一三億七、五〇〇万円
一一億一五〇万円
一〇億円
八億七、七四五万円

三 損益計算書

事業収入七八八億一七六万円に対し、事業支出は七一三億四、四五五万円、資本支出充当六五億

七、九七六万円（貸借対照表の当期資産充当金に相当する。）であり、差引き当期剰余金は八億

七、七四五万円である。

なお、前年度決算額の事業収入七五二億三、〇〇〇万円、事業支出六六二億一、三七八万円に比較すれば、事業収入は三五億七、一七六万円、事業支出五一億三、〇七七万円の増加である。

(一) 事 業 収 入

事業収入の増加は、主として甲受信契約者の増加とともにならう受信料収入の増加によるものであり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和四十一年度		昭和四十一年度		増 減
	受 交 付 信 收 入 料	合 計	受 付 信 收 入 料	合 計	
	七一三、七九 一四八、三七 一五三、五〇	七一三、七九 一四八、三七 一五三、五〇	七一三、七九 一四八、三七 一五三、五〇	七一三、七九 一四八、三七 一五三、五〇	

ウ 雜 収 入

前年度の一二億九、二五二万円に比べ一億四、八二〇万円増加し、一四億四、〇七二万円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和四十一年度		昭和四十一年度		増 減
	受 入 利 息	合 計	受 入 利 息	合 計	
	一〇六、四七 一〇三、〇四 一五〇、七七	一〇六、四七 一〇三、〇四 一五〇、七七	一〇六、四七 一〇三、〇四 一五〇、七七	一〇六、四七 一〇三、〇四 一五〇、七七	

ア 受 信 料
有料受信契約者数が当年度内に契約申において一〇〇万増加し、一方、契約乙において一八

万減少した結果、前年度の七三七億八、九三五万円に比べ三四億一、七〇六万円増加し、七七

二億一、六四一円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和四十一年度		昭和四十一年度		増 減
	甲 乙 合	受 信 料	甲 乙 合	受 信 料	
	七一九、六七〇 八七四、六八三 一七九、五三三	七一九、六七〇 八七四、六八三 一七九、五三三	六三、三七〇 八三、九六六 一三、四二六	六三、三七〇 八三、九六六 一三、四二六	三、四三、〇〇〇 三、四三、〇〇〇 三、四三、〇〇〇

(二) 事業支出

前記事業収入をもつて、当年度の事業計画を積極的に推進し、その結果は次表のとおりである。

(単位 千円)

区分	昭和四十一年度		昭和四十二年度		増減
	給業費	内管費	放送費	研究費	
合計	一六、三三、七九	一八、五九、五四	一、七一、〇七	一、七一、〇七	△
関連経費	一〇、七六、八五	一、七一、〇七	一、七一、〇七	一、七一、〇七	△
査定費	一、七一、〇七	一、七一、〇七	一、七一、〇七	一、七一、〇七	△
賃料手当	一、七一、〇七	一、七一、〇七	一、七一、〇七	一、七一、〇七	△
福利厚生費	一、七一、〇七	一、七一、〇七	一、七一、〇七	一、七一、〇七	△
施設管理費	一、七一、〇七	一、七一、〇七	一、七一、〇七	一、七一、〇七	△
退職手当	一、七一、〇七	一、七一、〇七	一、七一、〇七	一、七一、〇七	△
その他	一、七一、〇七	一、七一、〇七	一、七一、〇七	一、七一、〇七	△
合計	一六、三三、七九	一八、五九、五四	一、七一、〇七	一、七一、〇七	△

注一 給与

(単位 千円)

区分	昭和四十一年度		昭和四十二年度		増減
	給料	手当	給料	手当	
合計	一六、三三、七九	一八、五九、五四	一、七一、〇七	一、七一、〇七	△
労務費	一六、三三、七九	一八、五九、五四	一、七一、〇七	一、七一、〇七	△

注二 国内放送費

(単位 千円)

区分	昭和四十一年度		昭和四十二年度		増減
	番組費	技術運用費	番組費	技術運用費	
合計	二〇、七三、四四	一、七三、九四	二、九七、一六	一、七三、九四	△
通信施設費	二、八八、八〇	一、三三、六五	四、四七、〇八	四、一九、九七	△
技術運用費	一、三三、六五	一、三三、四三	一、三三、四三	一、三三、四三	△
番組費	一、七三、九四	一、七三、九四	一、七三、九四	一、七三、九四	△

(三) 管理費

(単位 千円)

区分	昭和四十一年度		昭和四十二年度		増減
	一般管理費	施設管理費	一般管理費	施設管理費	
合計	一、八二、二六三	一、九九、〇八五	一、八二、二六三	一、九九、〇八五	△
退職手当	一、九九、〇八五	一、九九、〇八五	一、九九、〇八五	一、九九、〇八五	△
厚生保健費	一、九九、〇八五	一、九九、〇八五	一、九九、〇八五	一、九九、〇八五	△
施設管理費	一、九九、〇八五	一、九九、〇八五	一、九九、〇八五	一、九九、〇八五	△
一般管理費	一、九九、〇八五	一、九九、〇八五	一、九九、〇八五	一、九九、〇八五	△
合計	一、九九、〇八五	一、九九、〇八五	一、九九、〇八五	一、九九、〇八五	△

注四 減価償却費

(単位 千円)

区分	昭和四十一年度		昭和四十二年度		増減
	有形固定資産	無形固定資産	有形固定資産	無形固定資産	
建物	一七、三五、四三	一七、三五、四三	一七、三五、四三	一七、三五、四三	△
構築物	一、二、三九、七三	一、二、三九、七三	一、二、三九、七三	一、二、三九、七三	△
機械器具	四九、六〇、一五七	一、七一、〇七〇	九八、二七二	九八、二七二	△
建築物	一、二、三九、七三	一、二、三九、七三	一、二、三九、七三	一、二、三九、七三	△
機械器具	一、二、三九、七三	一、二、三九、七三	一、二、三九、七三	一、二、三九、七三	△
無形資産	一、二、三九、七三	一、二、三九、七三	一、二、三九、七三	一、二、三九、七三	△
合計	一七、三五、四三	一七、三五、四三	一七、三五、四三	一七、三五、四三	△

注五 関連経費

(単位 千円)

区分	昭和四十一年度		昭和四十二年度		増減
	未収受信料欠損償却	放送債券発行差金償却	未収受信料欠損償却	放送債券発行差金償却	
合計	五七、六〇、一〇〇	一〇、五九、八三五	五七、六〇、一〇〇	一〇、五九、八三五	△
支払利息等	一、一五九、七九五	一、一五九、七九五	一、一五九、七九五	一、一五九、七九五	△
利息等	一、一五九、七九五	一、一五九、七九五	一、一五九、七九五	一、一五九、七九五	△
合計	五七、六〇、一〇〇	一〇、五九、八三五	五七、六〇、一〇〇	一〇、五九、八三五	△

四 収入支出の決算の状況
当年度における収入支出の決算の状況は、別表収入支出決算表のとおりである。

別表 収入支出決算表

昭和四十二年度

昭和四十五年三月十八日 参議院会議録第六号 日本放送協会昭和四十二年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

前 期 緑 越 金	四,四三、八三、〇九円
当 年 度 取 崩 額	△四,四三、一五、〇〇円
当 年 度 総 収 支 差 金 発 生 額	八七、〇九、〇〇円
後 期 緑 越 金	六二、二三、一七円

[近藤信一君登壇、拍手]

○近藤信一君 ただいま議題となりました案件は、放送法第四十条第三項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て内閣より提出された日本放送協会の昭和四十二年度の決算についてであります。

日本放送協会の昭和四十二年度末における資産総額は千六十五億四千七百万円、負債総額は三百五十億四千八百万円となつております。

また、昭和四十二年度における事業収入は七百八十八億二百万円、事業支出は七百十三億四千五百万円、資本支出充当分は六十五億八千万円であります。差し引き当期剰余金は八億七千七百万円となつております。

なお、本件には、会計検査院の「記述すべき意見はない旨の検査結果が付されております。

通信委員会におきましては、郵政省、会計検査	院並びに日本放送協会に対し質疑を行ない、慎重審議の結果、本件については全会一致をもつてこれを是認すべきものと決定した次第であります。
	市川 房枝君
	内田 善利君
	内藤善三郎君
	永野 鎮雄君
	西村 尚治君
	柳田桃太郎君
	山内 一郎君
	佐藤 隆君
	高橋文五郎君
	岡本 悟君
	岩動 道行君
	任田 新治君
	河口 陽一君
	田村 賢作君
	大竹平八郎君
	大谷藤之助君
	近藤英一郎君
	柴田 栄君
	堀本 宜美君
	津島 文治君
	鍋島 直紹君
	小枝 一雄君
	平島 敏夫君
	森 八三一君
	徳永 正利君
	西郷吉之助君
	上原 正吉君
萩原幽香子君	塙出 啓典君
青島 幸男君	藤原 房雄君
植竹 春彦君	山崎 竜男君
原田 立君	山本敬三郎君
峯山 昭範君	若林 正武君
北條 浩君	渡辺一太郎君
中村 正雄君	安田 隆明君
村尾 重雄君	長屋 茂君
小平 芳平君	
木内 四郎君	
新谷寅三郎君	
上原 正吉君	

昭和四十五年三月十八日 参議院会議録第六号

政府委員

内閣法制局第二 部長 田中 康民君

食糧庁長官 森本 修君

〔参照〕

三月六日議長において、左のとおり議席を変更

した。

一六二

上田 哲君

第五号中正誤

二〇	四	終わり
八	朝	帰
正誤		

帰朝

正

昭和四十五年三月十八日 参議院会議録第六号

明治十五年三月三十日
第三種郵便物認可

定価一部四十円
(配送料共)

発行所

大藏省印刷局
東京都港区赤坂三丁目二番地 郵便番号107
電話 東京 五八二四四一(大代)